

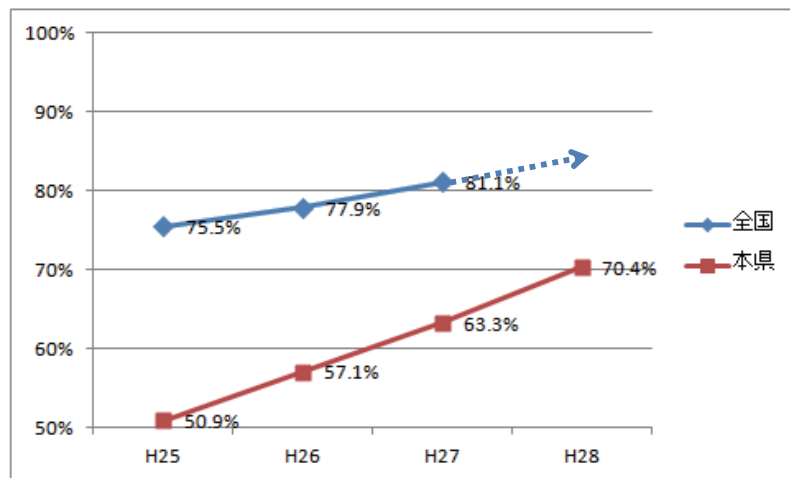
【全国の現状と政府の取組み】

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、生徒等の安全・安心を確保するため、学校施設の耐震化は喫緊の課題
- 平成26年度に私立高等学校の耐震改築に対する国庫補助制度を創設(補助率1/3)
- 耐震改築事業に係る平成28年度当初予算額は56億円(平成27年度補正予算・高校以外を含む)
- 全国私立高等学校施設の耐震化率は81.1%(平成27年4月1日現在)

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県私立高等学校施設の耐震化率は全国平均を大きく下回っており、一層の推進が必要である。
- 具体的には、以下の取組み(成果)を進めている。
 - ・ 平成26年度の国庫補助制度創設に併せて県単独の補助制度(補助率1/5)を創設(耐震改築事業に取り組む私立高等学校の増加)
 - ・ 私立高等学校を訪問し、国・県の補助制度を利用した耐震化の推進について働きかけ(耐震化事業に取り組む私立高等学校の増加)
- 結果、県内私立高等学校施設の耐震化率は近年大きく向上しており、平成27年4月1日現在で63.3%、平成28年4月1日現在では70.4%の見込みとなっている。

私立高等学校施設に係る耐震化率の推移



※ 各年の4月1日現在。本県のH28は見込み

- 現在着手または予定している耐震化事業が計画どおり完了しても、約1割の施設が耐震化されていない状況にある。
耐震化が完了しない理由としては
 - ・ 平成28年度までに対応するための自己資金の目途が立たないこと
 - ・ 複数の校舎が耐震化されていない学校においては、平成28年度までに一部の校舎を対応するにとどまり、全ての校舎を耐震化する余裕がないこと等が挙げられるため、引き続き耐震化を促進していくためには補助制度の期限延長が必要である。

公立学校施設整備に必要な財源の確保

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設助成課】

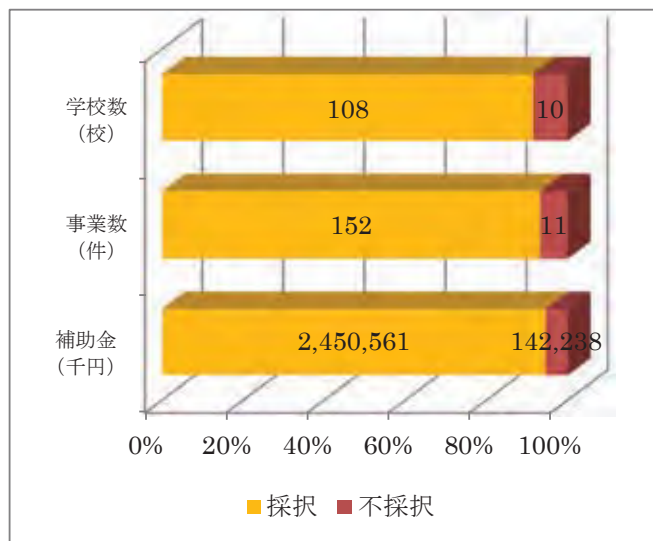
【提案事項】 **予算拡充** **予算継続**

- (1) 公立学校施設整備の計画的な事業実施に必要な財源を確保すること **新規**
- (2) 公立学校の施設整備に係る補助単価を引き上げること
- (3) 公立学校施設の耐震化に係る支援措置を継続すること

【提案の背景と課題】

- 本県では、平成 26 年度に 3 市町の事業が不採択となり、平成 27 年度は 6 市町 10 校 11 件の事業が不採択となっている現状にある。市町村が計画する全ての事業が実施できるよう、また、年度の早期に事業が実施できるよう、負担金等必要な財源を当初予算において確保するとともに、内定の早期化を図ることが必要である。
- 学校施設の耐震化事業や新增改築事業、老朽化への対応等に係る大規模改造事業などの諸事業が、各自治体において計画的に進められるよう、市町村の負担を軽減するため、学校建設の実態の調査を行い、現在実施単価の 6 割弱となっている補助単価を実情に合った額へ早期に引き上げることが必要である。
- 統廃合等の調整が整わないため、耐震化が完了していない学校施設も 27 校残っており、市町村にとっては、財政状況の厳しい状況下において、多額の経費がかかる耐震化事業に対する政府の財政支援は不可欠である。

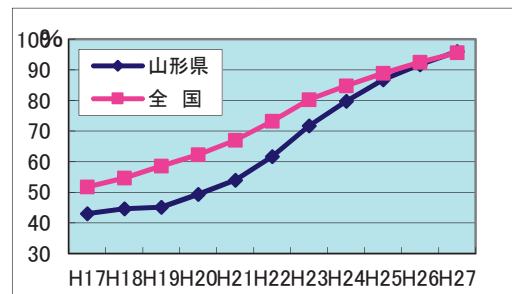
平成 27 年度本県における国庫補助等採択状況



改築事業の補助単価 (円/㎡) の実例 (H27 年度)

	建物区分・構造	補助単価	実施単価
N町 N中学校	校舎(R)	170,000	302,000

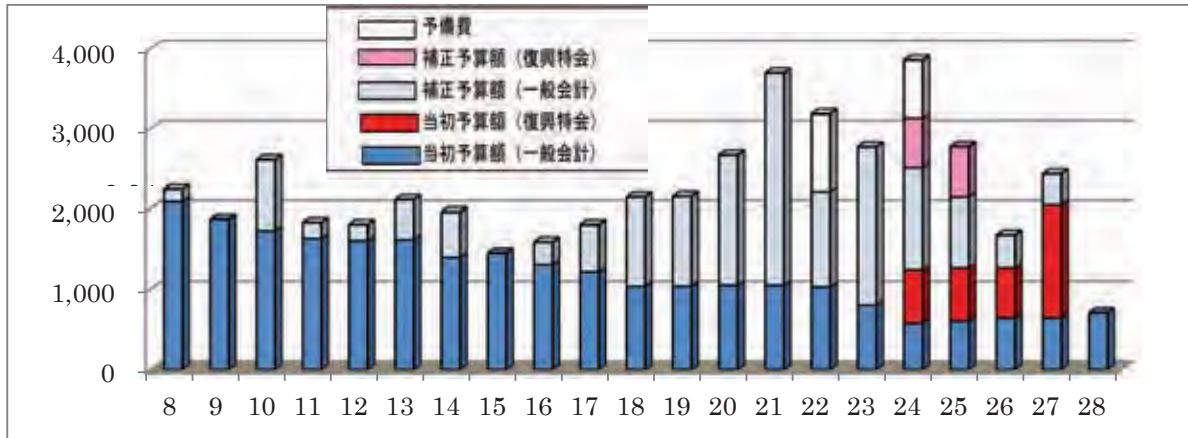
公立小中学校の耐震化率の推移



【全国の現状と政府の取組み】

- 平成 28 年度の国の公立学校整備に係る予算は、一般会計予算ベースでは増額されているが、復興特別会計が平成 27 年度で終了したため、総額では大幅減となっている。地方要望に対し約 1000 億円の不足が見込まれている。
- 政府では、公立学校施設は、建築後 25 年以上経過し、改築が必要な建物の面積が全体の 7 割を占める等老朽化が深刻な問題ととらえており、教育環境を改善するため、長寿命化による対応を含む老朽化対策等を推進していくこととしている。

公立学校施設整備費予算額の推移（平成 8 年度～平成 28 年度予算案）



文部科学省作成

【本県の現状、取組みと課題】

- 市町村において、施設の老朽化等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全・安心かつ特色ある教育環境など学校施設の質的向上を図るため、小中学校の新增築事業はもとより、老朽化対策としても需要の高まっている改築事業、補強事業、大規模改造事業等を計画的に実施しているが、27 年度においては、多くの事業に不採択が発生する状況となっている。
- 平成 28 年度当初予算において、基礎となる補助単価が引き上げられたものの、依然として補助単価と実勢単価に大幅な乖離が生じているため、市町村が負担する事業に見合った額が補助されていない。
- 本県の小中学校の耐震化率は着実に向上しており、全国平均を上回っているが、耐震化の完了していない学校施設が残っている。



高島町立高島第一中学校



高島町立高島第二中学校

統合



高島町立高島中学校（統合後）
平成 28 年 4 月開校



高島町立高島第三中学校



高島町立高島第四中学校

平成 28 年度から統合される中学校 4 校

雪氷防災に関する調査研究の充実

【文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課】

【提案事項】 **予算拡充**

国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センターにおける、雪害対策に資する調査研究の充実を図ること

【提案の背景と課題】

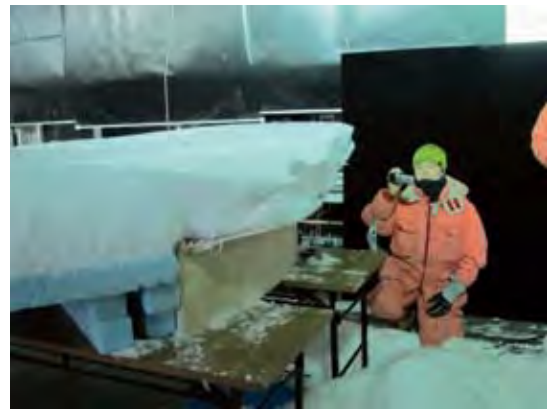
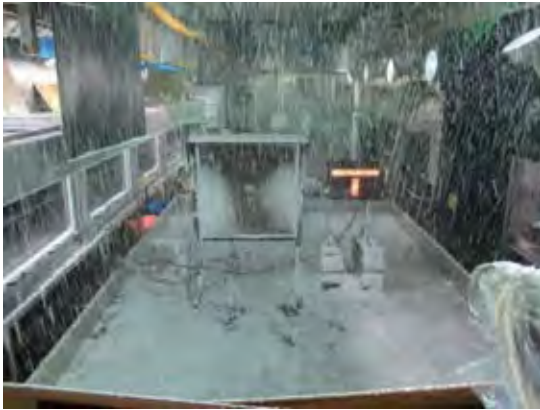
- 本県では、平成 22 年度から 5 年連続で豪雪が続き、人的被害・建物被害が多く発生しており、雪害事故をいかに減らすかが大きな課題となっている。
- 本県新庄市に所在する国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所では、単独研究に加え、企業、大学、研究機関等との共同研究が毎年 20 件ほど実施されている。
- その中には、屋根雪の滑落条件の観測データと、屋根の雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪事故が発生した日の気象条件を解析し、事故発生条件を明らかにする研究があり、この結果を基に、本県における「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」の基準が定められるなど、雪害事故防止の取組みに寄与している。
- また、雪崩災害については、雪崩跡及び積雪が時間の経過により変質する前に調査することが重要であるが、迅速かつ専門的な協力と助言が得られ、国道等の安全かつ早期の復旧に寄与している。
- 雪氷防災研究センターの存在は、雪国である本県にとって極めて重要である。安全・安心の確保など、今後の雪対策に活かすため、雪崩や着雪氷などの発生メカニズムの研究等、雪害対策に資する調査研究のより一層の充実を図る必要がある。

国道の雪崩発生時に迅速な現地調査を行う雪氷防災研究センター新庄雪氷実験所の調査員



【全国の現状と政府の取組み】

- 国立研究開発法人防災科学技術研究所の中に、雪氷防災研究センターが設置され、安全で快適な冬の生活を目指し、災害に結びつく降積雪粒子のマイクロな構造の研究や雪崩、吹雪、着雪氷などのリアルタイム予測に関する研究が行われている。
- 本県の新庄市には、同センター新庄雪氷環境実験所が置かれており、そこに設置された雪氷防災実験棟は、雪氷圏に起こる様々な現象を実験室レベルで再現できる世界最大規模の施設で、特に、天然の雪に近い結晶形の雪を降らす装置を備えたものとしては、世界唯一のもの。
- 政府が定める豪雪地帯対策基本計画の中で、雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化が柱の一つとして位置づけられている。



世界最大規模かつ世界唯一の雪氷防災実験棟を用いた各種雪害対策の実験

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、雪対策基本計画（平成 22 年度策定、24 年度改訂）と雪対策行動計画（平成 24 年度策定）を策定し、総合的な雪対策を推進しているが、平成 22 年度、23 年度の 2 年連続の豪雪を踏まえ、「豪雪は災害である」との認識のもとに、安全・安心の確保のため、雪害事故防止といった、克雪の取組みに力を入れている。

山形県における雪害による人的被害・建物被害の推移(過去5年)



- 平成 26 年度に、雪崩により国道 13 号(秋田県境部)、48 号(宮城県境部)、112 号(月山道路)や主要地方道米沢飯豊線といった県内の幹線道路が相次いで数日間に渡り全面通行止めになった際には、研究員が現地調査を実施し、知見をもとに雪崩発生メカニズム解析、雪崩の危険度判定、通行止め解除に向けた安全対策の提案を行うなど、早期復旧に寄与した。

雪による通行規制状況 (H26)

	全面通行止	片側交互通行	計
雪崩(危険)	11	8	19
落雪(危険)	5	7	12
積雪(吹雪)	40	1	41
その他(倒木等)	19	7	26
計	75	23	98

※H26年度の冬期間のみ(H26春期、H27春期の規制は除く)

- 雪害事故防止に向けては、専門的な機関による調査や研究の成果を今後の対策に活かすことが重要であり、雪崩や着雪氷等の調査研究を充実させることが必要である。

在来線鉄道の安全・安定輸送の確保

【国土交通省 鉄道局 総務課 企画室】

【提案事項】 予算創設

気象変化により近年増加する輸送障害の防止に向けた取組みを加速するため、

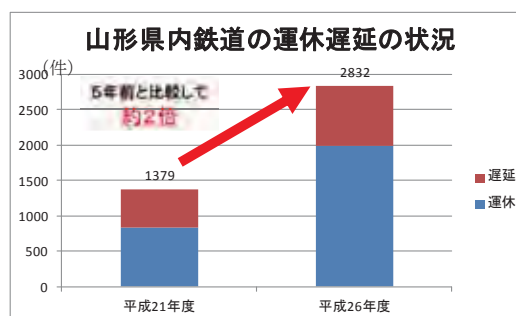
- (1) 鉄道事業者に対する国土交通大臣の安全・安定輸送に係る指導監督を強化すること
- (2) 鉄道の公共性に鑑みた安全・安定輸送対策のための新たな支援制度を創設すること

【提案の背景と課題】

- 近年は、雨、風、雪など、気象変化による県内鉄道における運休・遅延が増加しており、さらに、利用者の安全にも影響を及ぼしかねない事故も発生する一方で、鉄道事業者の防災対策が十分に追いついていない状況にある。
- 具体的には、平成27年1月、JR米坂線において、雪崩により線路に堆積した雪塊に列車が衝突し、脱線した事故や、平成26年12月、JR仙山線において、大雪による倒木の影響で電車が線路で立ち往生し、乗客が車内に閉じ込められる事故などが発生している。
- 鉄道は、国民・県民の生活を支える重要な公共交通機関であることから、十分な安全確保対策については、国が責任を持って対処すべきである。このため、鉄道事業者について許認可権を有する国土交通大臣の指導・監督を強化する必要がある。
- 併せて、防災対策の緊急性の高い個所や、抜本的な安全対策が必要な個所について、鉄道の公共性に鑑みた安全・安定輸送対策のための新たな支援制度を創設する必要がある。

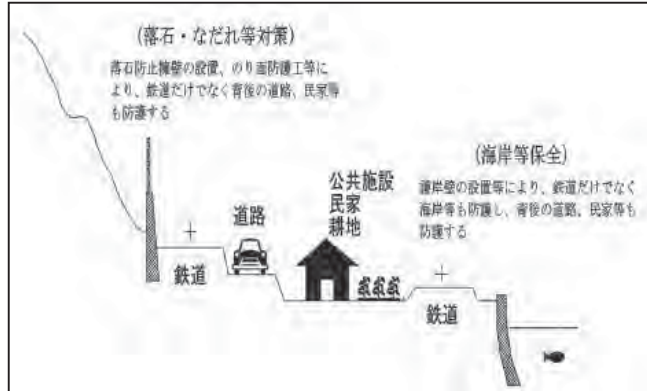


H27.1.25 JR米坂線 脱線事故の状況
(運輸安全委員会「鉄道事故調査報告書」より)



【全国の現状と政府の取組み】

- 国土交通省では、鉄道事業者が実施する防災対策への支援として、鉄道防災事業費補助制度を設けているが、鉄道の安全性に加え、鉄道に隣接する公共施設等の保全保護等も要件となっていることから、安全対策に特化した補助制度とはなっていない。



鉄道防災事業費補助の概念図

【本県の現状、取組みと課題】

- 県内鉄道においては、雨や風、雪など気象変動による輸送障害も多く、平成 27 年 9 月には、台風 17 号、18 号による風雨の影響で、4 日間にわたり、各路線で運休・遅延が多発した。JR の山形新幹線や仙山線、陸羽東線においては、終日運休となった日もあり、併せて、宮城県や福島県に通じる一般国道や高速道路の通行止めなども相まって、隣県を含む県内交通に大きな支障を生じた。
- また、平成 26 年 12 月には、JR 仙山線において、大雪のため電車が線路で立ち往生し、乗客が約 8 時間も閉じ込められる事故が発生、平成 27 年 1 月には、JR 米坂線において、雪の塊と衝突したことによる脱線事故が発生するなど、近年は、利用者の安全に直結するような事故も起こっている。
- 平成 17 年 12 月に発生した「羽越本線脱線事故」以降、風に対する運行規制値が強化されたことに伴って、運休及び遅れも多発しており、特に、羽越本線は冬季の季節風の影響により、冬季間の運休及び遅れが頻発（平成 26 年度は運行日数の 23.3% で運休等が発生）し、通勤・通学者はもちろん、一般利用者からの信頼低下が懸念されている。
- こうしたことも踏まえ、県では、山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会と連携し、政府及び JR 東日本に対し、「安全・安定輸送に対する取組みの推進」の働きかけに取り組んでいる。



H27. 9. 11 山形新聞



H26. 12. 4 山形新聞



H26. 12. 3JR 仙山線立ち往生事故の状況

災害廃棄物及び土砂の処理に対する補助制度の拡充

【環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課】

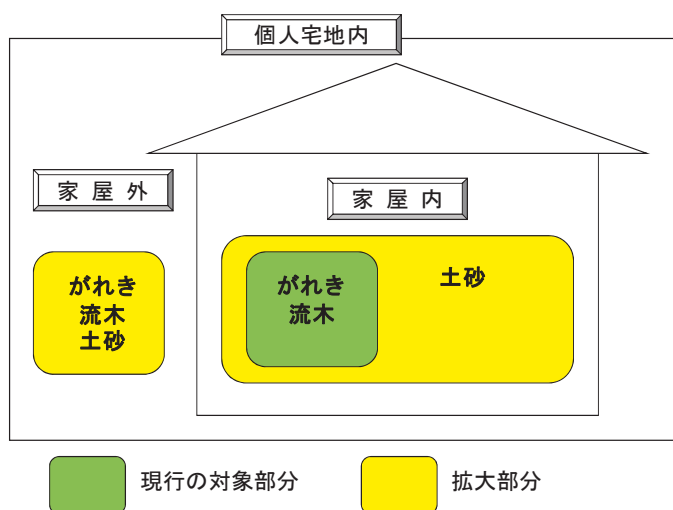
【提案事項】 **予算拡充**

災害からの居住環境の速やかな復旧を図るため、災害等廃棄物処理事業費補助金について、市町村が実施する宅地内のがれき、流木及び土砂の一体的な処理に係る費用を補助対象とするよう制度を拡充すること

【提案の背景と課題】

- 近年、全国的に大雨の被害が頻発している。浸水被害等が甚大な地域では、居住環境の速やかな復旧のため、災害廃棄物や土砂の処理を迅速に対応する必要がある。被災した市町村においては、処理費用が大きな負担となっている。
- 政府の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象は、家屋内のがれきや流木の処理に限られており、現行の補助制度を活用するには、がれき、流木と土砂を分離する必要がある。しかし、居住環境の速やかな復旧にあたっては、分別しているいとまはない。
- このため、上記補助金について、市町村が実施する家屋内外のがれきや流木、土砂の一体的な処理に係る費用を補助対象とするよう、制度の拡充が必要である。

災害等廃棄物処理事業費補助金の対象拡大部分



山形県担当部署：環境エネルギー部 循環型社会推進課

TEL：023-630-3021

【全国の現状と政府の取組み】

- 近年、全国的に大雨の被害が頻発しており、平成27年9月には、台風第18号による洪水により21都府県で、全壊80棟、半壊約7,000棟、床上浸水約2,000棟、床下浸水約10,000棟の被害があった。
なかでも、茨城県常総市においては被害が甚大で、市では、土砂とがれき等の混合した廃棄物として単独事業で処理せざるを得なかった。
- 災害に伴って発生した廃棄物及び土砂の処理については、政府の「災害等廃棄物処理事業費補助金」により、家屋内のがれき、流木の処理に限って支援制度が設けられているが、宅地内を含めたがれき、流木や土砂の混合物の一体的な処理は対象外とされている。
なお、被害が著しく、かつ、自らの資力では復旧できない世帯については、「災害救助法」が適用され、家屋内のがれき、流木や土砂の処理が可能となっている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、平成25年から連続して大雨による被害が発生している。
- 平成26年度は、県南部の南陽市において、河川のはんらんにより市街地を中心に浸水面積が180haに及ぶとともに、半壊以上9棟、床上浸水172棟、床下浸水307棟の被害があり、一部の地区に床上浸水被害が集中して発生した。
被害が大きかった地域では、居住環境の速やかな復旧のため、宅地内のがれき、流木及び土砂を分別するいとまがなく、一体的に処理せざるを得なかった。このため、市全体では約1億円の処理費用を要した。
- 処理費用については、政府の補助金約1千万円に加え、県も臨時に独自制度を創設し、約1千5百万円の補助を行ったが、併せても事業費全体の約1/4にとどまり、残り約3/4の約7千4百万円が市の費用負担となった。
- 平成27年度も県北部の最上町において、河川のはんらんにより床上浸水13棟、床下浸水17棟の被害があり、災害廃棄物や土砂の処理については、町が対応せざるを得なかった。



大雨による土砂流木被害（山形県南陽市 平成26年7月）

緊急防災・減災事業の継続

【総務省自治財政局地方債課】

【消防庁総務課】

【提案事項】 **予算継続**

防災拠点施設・避難所の耐震化、防災行政無線のデジタル化、防災拠点施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設（シェルター）、地域防災センター等）の整備などの防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業を恒久化、あるいは、再延長すること

【提案の背景と課題】

- 緊急防災・減災事業の事業期間は平成 23～28 年度までの 6 年間とされているものの、平成 29 年度以降の事業継続が未定である。
- 厳しい財政状況下においても、大規模地震や津波、火山災害への対応として、防災拠点施設・避難所の耐震化、市町村同報系防災行政無線の整備、防災拠点施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設（シェルター）、地域防災センター等）の整備など防災・減災対策のために必要な防災施設の整備を着実に推進するためには、緊急防災・減災事業の継続が不可欠である。



同報系防災行政無線の整備例（河北町）

総合防災センターの整備を含め
再編整備を検討中の消防署（酒田市）

山形県担当部署：環境エネルギー部危機管理・くらし安心局

危機管理課 TEL：023-630-2231

【全国の現状と政府の取組み】

- 東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象とした緊急防災・減災事業が平成 23 年度に創設され、平成 26 年度には 3 年間の延長がなされた。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、平成 23 年度の制度創設以来、緊急防災・減災事業を活用し、市町村同報系防災行政無線の整備、消防防災ヘリコプターの更新、避難所となる学校の耐震化等を進めてきた。

山形県における緊急防災・減災事業債の発行状況

(単位：百万円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
県	1,071.9	365.5	2,348.5	1,078.1	1,856.8	4,094.0
市町村	204.5	6,998.2	5,551.0	5,565.2	6,673.1	7,653.0
合計	1,276.4	7,363.7	7,899.5	6,643.3	8,529.9	11,747.0

(26 年度は決算見込額、27 年度は同意(予定)額、28 年度は発行見込額)

- 一方で、防災拠点となる公共施設等の中には、全国に比べて耐震化が進んでいないものがあり、引き続き対策を進めていく必要がある。

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区分	全棟数 (A)	S56 年以前棟数	H26 年度末耐震棟数 (B)	H26 年度末耐震率 (B/A) () 書きは全国平均
体育館 (市町村)	74	34	46	62.2% (78.1%)
消防署等	65	34	46	70.8% (85.1%)

- また、県内市町村の同報系防災行政無線の整備率は、全国最低の水準となっていることから、県では緊急防災・減災事業の活用と組み合わせた補助制度を平成 24 年度に設け、未整備市町に対し整備を強く働きかけた結果、平成 28 年度までの整備率が約 69% まで上昇する見込みとなったが、未整備市町の解消に向け更なる整備の推進が必要である。
- さらに、津波防災対策では、平成 28 年 3 月に公表した新たな津波浸水想定、被害想定を踏まえた避難対策として、沿岸市町は避難困難地域における津波避難タワーなど避難施設の整備を今後検討することとなる。
- 加えて、蔵王山と鳥海山の火山防災対策では、火口付近の避難対策として、火山防災協議会がシェルターの整備を今後検討することとなる。
- 本年 3 月には「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、防災・減災のために必要な施策を取りまとめたが、今後、県や市町村においては、その計画的な推進が求められる。
- これらの事業を着実に推進するための財源の確保が課題となっている。

水道施設の耐震化を促進するための支援の充実

【厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課】

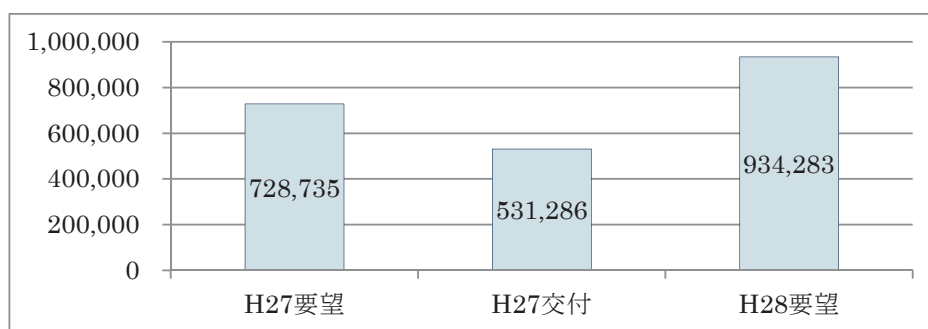
【提案事項】 **予算拡充**

水道施設の耐震化を促進するため、市町村等水道事業者が行う水道施設整備に対するの財政支援を拡充すること

- (1) 水道施設の耐震化を促進するための補助事業及び交付金事業について、地方要望額を充足する政府予算を確保すること
- (2) 上水道の浄水施設等の耐震化について、採択要件から資本単価要件を撤廃又は引き下げるとともに、補助率を引き上げること
- (3) 簡易水道の耐震化について、採択要件から事業統合要件を撤廃すること

【提案の背景と課題】

- 平成 27 年度の補助金、交付金の交付額は、本県要望額の約 7 割に留まっていることから、本県で遅れている浄水施設等の耐震化を促進するためには、要望額を満たす政府予算の確保が必要である。
- また、経営改善のため資本費を抑えてきた水道事業者が、資本単価要件により補助を受けられない状況にあることから、同要件の撤廃又は引き下げが必要である。加えて浄水施設等の耐震化事業で補助率が引き下げられ、耐震化の遅れが懸念されることから、引き上げが必要である。
- 本県の簡易水道事業については、事業統合が困難な条件を抱え、また、事業主体となる市町村の財政基盤も弱いところが多いことから、耐震化の推進には、事業統合要件の撤廃が必要である。



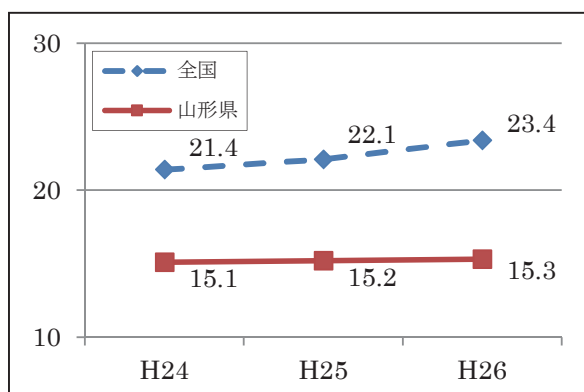
県内水道事業者の耐震化に係る国庫補助額（千円）

【全国の現状と政府の取組み】

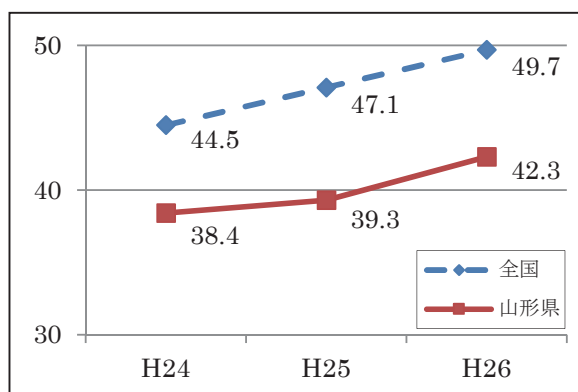
- 阪神淡路大震災や東日本大震災などを経て、政府は重要なライフラインである水道施設の耐震化を重視し、国土強靱化基本計画においては、H34 年度における基幹管路の耐震適合率の目標値を 50%としている。
- 平成 27 年度からは新たに生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、上水道の耐震化関連事業を従来の補助金から交付金へ移し、都道府県を主導とした更なる耐震化を促している。平成 28 年度からは交付金内に水道管路緊急改善事業を新設し、その採択要件から資本単価を外し、管路更新を優先的に促す方針を示している。
- 一方で、交付金の水道管路緊急改善事業以外の事業については、その多くの補助率が引き下げられ、多額の経費を要する浄水施設や配水池の耐震化が進まないことが懸念される。
- また、平成 27 年度は、水道施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金において、地方要望額が査定されており、事業進捗の遅れが懸念される。
- 簡易水道施設の耐震化に係る補助事業については、近接する同一経営者による他水道事業と統合することが採択要件となっている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 県内の水道事業者も水道施設の耐震化を進めているが、耐震化率は未だ低く、特に多額の経費を要する浄水施設や配水池の耐震化が全国平均に比べ進んでいない。



浄水施設の耐震化率 (%)



配水池の耐震化率 (%)

- 平成 27 年度は、水道施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金において、耐震化に係る要望額に対し約 73%に査定されたため、水道事業者によっては事業の一部を先送りするなど、事業進捗に影響を及ぼしている。
一方で、本県の耐震化に係る平成 28 年度要望額は平成 27 年度要望額より約 30%増加しており、県内の水道事業者の耐震化需要は伸びている状況にある。
- 県内の多くの簡易水道は、中山間地域や過疎地域にあるため、施設の統合が難しく、会計の統合に留まり経営の効率化が図れないことや、経営基盤が脆弱で一般会計からの繰入や国庫補助などを主な財源としており、統合先の事業経営に悪影響を及ぼすことなどから統合が困難で、老朽施設を抱えながらも補助を受けられず耐震化が進まない状況であることから、事業統合要件の撤廃が必要である。

冬期間の安全・安心な交通を確保する雪対策の強化

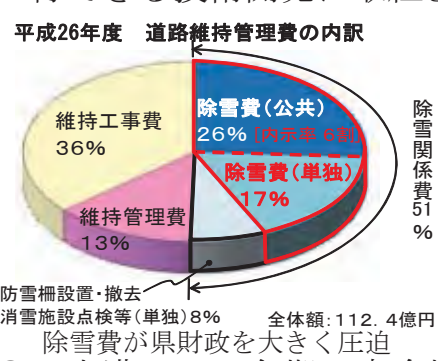
【国土交通省 道路局／航空局／気象庁】

【提案事項】 予算拡充 予算創設

- (1) 冬期間の安全な道路交通を確保するため、除雪や雪崩、地吹雪等の雪対策に要する経費への支援を拡充すること
- (2) 地吹雪による視程障害を予測するため、地吹雪の観測、予測情報提供等を政府の研究機関で実施するとともに、地吹雪時にも安全・安心な走行が可能となる自動運転技術の開発に取り組むこと **新規**
- (3) 冬期間の安全な空港運営のための除雪経費を支援する補助制度の創設や、乱気流予測システムの導入を図ること

【提案の背景と課題】

- 雪寒地域において雪は交通機能の低下を招き、経済活動や日常生活に多大な影響を与えている。加えて近年は、雪の降り方に変化がみられ、豪雪となる頻度が多く、日本各地に多大な被害を及ぼしている。冬期間の安全で円滑な道路交通の確保のためには、雪対策は欠くことが出来ないが、地方自治体には多大な負担となっているため、本来の公共除雪費必要額に対して十分な国費を配分する必要がある。
- 日本海側に位置する庄内地方をはじめとして、冬期の季節風による地吹雪のため、視程障害や吹きだまりが発生し、スタック車両により交通・物流機能が麻痺するなど、社会的な影響が大きいことから、地吹雪発生予測情報のシステムの開発と提供、及び視程障害時でも安全に走行できる技術開発に取り組むことが必要である。



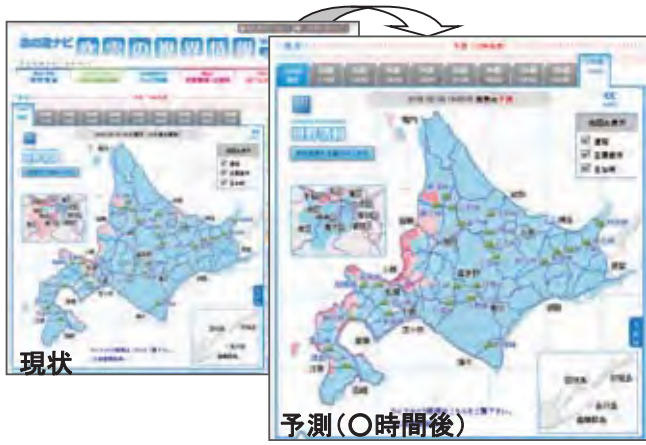
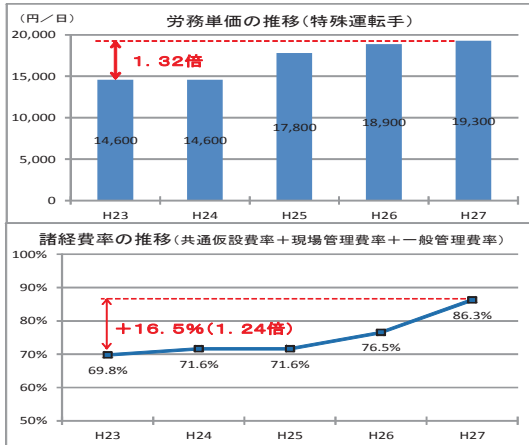
地吹雪の影響により交通機能麻痺

- 空港では、冬期の安全性、定時性を確保するために除雪が不可欠で、空港維持管理費に占める除雪関連経費の割合は約4割であることから、除雪経費を支援する補助制度を創設すること。また、庄内空港では、航空機の着陸に影響を及ぼす乱気流が発生するため、乱気流予測システムの導入を図ることが必要である。

山形県担当部署：県土整備部道路保全課 TEL：023-630-2610
 空港港湾課 TEL：023-630-2447

【全国の現状と政府の取組み】

- 除雪については、労務単価の高騰及び諸経費率の上昇に加え、雪寒法に基づく国費の配分額が不足している状況であり、各県とも道路交通確保のための単独費投入が多大な財政負担となっている。
- 北海道において、政府の研究機関により地吹雪の現地観測、データ解析、視程予測情報の精度検証及びホームページにより視界情報の試験公開が行われている。
- 昨今、国内外では、自動車の自動運転技術が開発されているが、雪国においては、地吹雪等による視程障害時の自動運転が特に求められている。

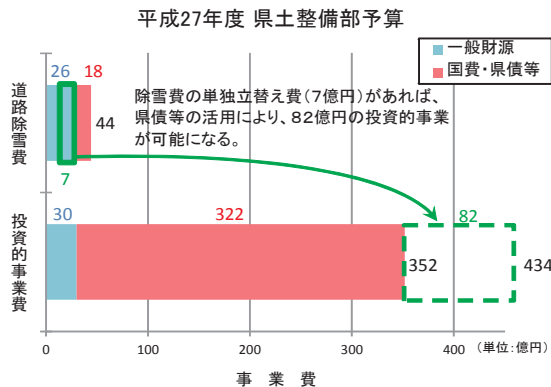


労務単価及び諸経費率の推移

寒地土木研究所HPによる吹雪の視界情報(試験公開)

【本県の現状、取組みと課題】

- 山形県は全域が豪雪地帯に指定され、うち76%が特別豪雪地帯と東北で最も厳しい自然条件にある。限られた予算の中で、効率的・効果的な除雪を目指し、除雪機械の空走距離の縮減を図る「市町村との交換路線」、県民による歩道除雪の「マイロードサポート事業」など様々な取り組みを行っている。
- 地吹雪対策として、防雪柵の設置によりハード対策を進めているが、設置必要区間が多く、また、老朽化による更新も増加していることから、ソフト面の対策として、視程障害時でも安全に運転できる技術開発も望まれる。
- 冬期における航空機の安全な運航には、確実な除雪作業の実施や除雪車両の定期的な更新等が必要であることから、除雪関連経費の確保が課題となっている。
- 県では、庄内空港において、冬期の気象観測を行い、乱気流予測システムの研究開発を進めているJAXA及び気象庁等へ情報提供を行った。冬期の季節風が厳しい庄内空港では、乱気流予測システムの早急な実用化が望まれる。



雪底処理状況



主要地方道山形永野線(山形市土坂)

雪による通行規制状況 (H26)

	全面通行止	片側交互通行	計
雪崩(危険)	11	8	19
落雪(危険)	5	7	12
積雪(吹雪)	40	1	41
その他(倒木等)	19	7	26
計	75	23	98

※H26年度の冬期間のみ(H26春期、H27春期の規制は除く)

H28.1.18 からの大雪により10日間全面通行止

廃校校舎等の解体経費に対する支援の拡充

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設助成課】

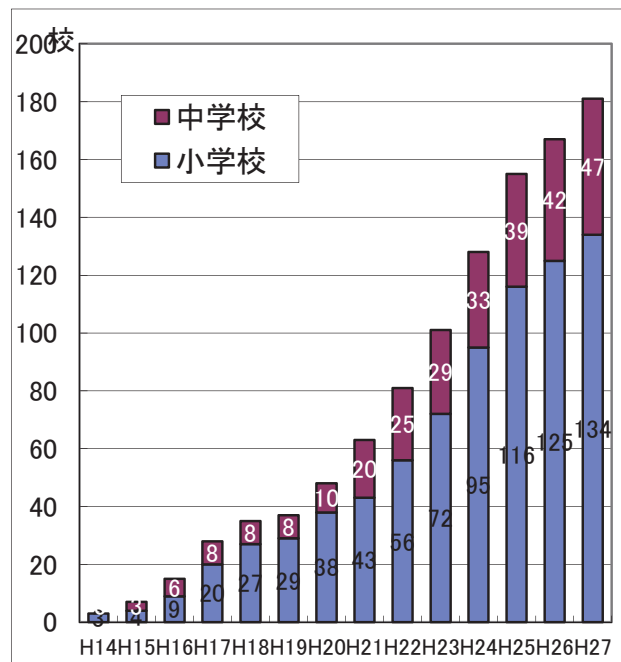
【提案事項】 予算拡充

解体経費への補助制度を創設するなど、廃校校舎等の解体経費に対する財政支援を充実すること

【提案の背景と課題】

- 近年、過疎化・少子化に伴う児童生徒数の減少等による学校の統廃合により、やむを得ず廃校となる学校施設が増加している。廃校になった後も、地域の実情に応じて有効活用されることが望まれるが、未活用になっている施設も多くなっている。
- 雪害の発生する本県において、老朽化し耐震性がない校舎を放置しておくことは、空家と同じように建物倒壊等による事故発生の危険があり、地震等の災害対策及び事故対策上も問題がある。また、地域活性化や地域振興を図る観点からも、速やかに解体し、廃校跡地の有効利用を推進する必要がある。
- 廃校施設の解体経費には多額の経費を要し、一校当たり1億円を超える額となる実態にある。既に廃校となっている施設の解体経費に係る財政支援は、過疎対策事業債（ソフト事業）の活用と公共施設等の除却に係る地方債の特例措置の適用に限られるため、特に過疎地域等の財政力の弱い市町村にとって負担となっていることから、解体経費への補助制度の創設や過疎対策事業債（ソフト事業）発行限度額の拡大、公共施設等の除却に係る地方債の特例措置に対する交付税措置の創設など、市町村の負担軽減が求められる。

本県公立小中学校の累計廃校数（H14以降）



出典：文部科学省「廃校施設等活用状況実態調査」
※ H26、H27 は本県独自の調査による

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府においては、廃校となった施設の有効活用促進に向けた取組みとして、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングや財産処分手続きの弾力化・簡素化を図っている。



【本県の現状、取組みと課題】

- 具体的には、以下の取組みを進めている。
 - ・ 簡素化及び運用の弾力化が図られた財産処分の手続きについて、市町村に対して周知し、廃校施設の有効活用を促進している。
 - ・ 市町村からの財政支援の要望が多いことから、全国都道府県教育委員会連合会などを通じて政府に財政支援の拡充を働きかけている。
- 学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、かつ地域のシンボリックな存在であることから、廃校になった後も、地域の実情に応じて有効活用されることが望まれるが、未活用になっている施設も多く老朽化し耐震性のない施設を放置しておくことは地震等の災害対策上問題がある。



旧小国町立沖庭小学校校舎
平成 26 年度廃校



旧尾花沢市立高橋小学校校舎 (1 階)
平成 24 年度廃校

森林資源を活用した地域経済の活性化に向けた支援の充実 ～森林ノミクスの推進による地域再生～

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】

【内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局】

【総務省 自治財政局 財政課】

【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課】

【農林水産省 林野庁 林政部 経営課・木材産業課・木材利用課、森林整備部 整備課・研究指導課】

【提案事項】 **予算拡充** **予算創設**

地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活かし、産業振興と雇用の創出を図る『森林ノミクス』の取組みを更に加速化させるため、次の措置を講ずること

1 森林整備の推進【川上対策】

- (1) 主伐・間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入など川上対策への支援について、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、主伐後の再造林について支援を拡充すること
- (2) 地方財政措置による森林吸収源対策等の一層の充実を図るとともに、民有林の適正な管理に対する新たな交付金制度を創設すること

2 県産木材の流通・加工施設整備等の推進【川中対策】

- (1) TPP協定の発効も見据え、県産木材の流通・加工施設整備等への支援や、木材・木製品の輸出も視野に入れた効率的な流通システムの確立について、十分かつ安定的な財源を確保すること
- (2) 高性能な**木質チップボイラー**や**ペレットストーブ**等の技術開発など、地域の林業を核とする裾野の広い木材関連産業クラスターを形成するため、政府において、**林工連携**による取組みを推進する体制を構築すること

3 中山間地域の活性化に資する木質バイオマスの利用拡大【川中対策】

木質バイオマスの発電・熱利用を推進し、中山間地域の活性化を図るため、林地残材等の効率的な収集・運搬システムの構築や運搬経費に対する支援について、十分かつ安定的な財源を確保すること

4 県産木材を利用した木造建築物等の拡大【川下対策】

公共建築物や民間建築物（住宅・非住宅）の木造化・木質化を推進するため、公共建築物に対する補助要件の緩和と十分かつ安定的な財源を確保するとともに、民間建築物に対する新たな支援制度を創設すること。また、東京オリンピック・パラリンピック関連施設等への地域材の利用を促進すること

5 人材育成システム・資格制度の確立【川上から川下対策】

欧州の林業先進国における森林官（フォレスター）等のような人材育成システムや国家資格制度を創設すること

【提案の背景と課題】

- 本県では、平成25年11月に、森林資源を活用して地域活性化につなげていく「やまがた森林ノミクス」を宣言し、木造公共施設等や木質バイオマス発電など、県産木材の利用拡大を図りながら、木材の供給体制の整備や流通・加工施設の整備等を一体的に推進している。
- 平成28年秋には、大型集成材工場の操業が予定されているほか、県内各地で木質バイオマス発電施設の建設が整備・計画されるなど、県産木材の需要が今後ますます増加してくる。
- 政府は、川上対策となる林業の生産基盤づくり（路網整備や間伐等の森林整備など）、川中対策となる木材の流通・加工施設の整備等や木質バイオマス利用施設の整備、川下対策となる県産木材を活用した木造公共施設等の整備など、川上対策から川下対策までの支援を実施しているが、事業ニーズが多く、政府からの予算配分は要望額を大きく下回っている。
- **林業と工業の連携「林工連携」**では、スギ圧密加工による家具製造や高層建築物の木造化を可能とする耐火構造部材の開発、さらにはペレットストーブの開発など、森林資源を起点とするイノベーションが県内企業において始まっているが、こうした取組みをさらに進め、木材需要の拡大と雇用の創出につなげていくためには、林工連携による取組みを推進する体制を構築する必要がある。
- 「やまがた森林ノミクス」を推進するためには、川上・川中・川下それぞれの対策を一貫して進めるとともに、それらを担う人材の育成や新たな資格制度の創設が必要である。



やまがた創生地域活性化拠点施設（山形駅西口拠点施設）の複合文化施設大ホール
（平成31年度開館予定）



庄内地域における木質バイオマス発電所
（平成27年11月稼働）



南陽市文化会館大ホール
（平成27年10月開館）

山形県担当部署：農林水産部 林業振興課

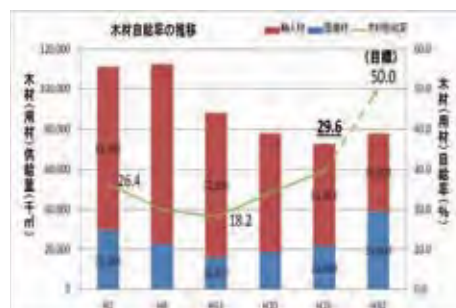
TEL：023-630-2517

商工労働観光部 工業戦略技術振興課

TEL：023-630-2553

【全国の現状と政府の取組み】

- わが国は、国土の約7割が森林で覆われた世界有数の「森林国」であるが、森林資源の活用では、ドイツやオーストリアを大きく下回っている。
- 国産材の供給量は増加傾向にあるものの、木材自給率は、29.6%（平成26年）にとどまっている。



- 政府は、路網整備や高性能林業機械の活用など低コスト化と国産材の利用拡大による林業の成長産業化を目指している（「農業水産業・地域の活力創造プラン」H26.6月）。
- 具体的には、主に以下の事業により支援を実施している。
 - ・森林環境保全整備事業【H28 継続】
路網の整備や間伐・再造林等の森林整備への支援
 - ・地方財政措置：森林吸収源対策の推進【H28 新規】
森林吸収源対策を新たな重点課題への対応に位置付け、林地台帳の整備、森林所有者の確定、間伐材等の活用等に必要な経費（500億円）を地方財政計画の歳出に計上
 - ・合板・製材生産性強化対策事業【H27 補正 TPP 対策関連】
都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、合板・製材工場等の施設整備とそれらに対し原木を供給する事業者が行う間伐材の生産及び路網整備等に対する支援
 - ・森林・林業再生基盤づくり交付金【H28 継続】
木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要な機械施設の整備等について一体的に支援（高性能林業機械の導入、地域材を活用した木材加工流通施設の整備、木造公共施設や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備等）

◆木造公共施設の補助要件が平成28年度から変更され補助率が低減

メニュー	H27 補助率	H28 補助率
木造公共施設整備		特に推進する必要性が高いものとして知事が認める施設*は1/2以内
木造施設	1/2 以内	15% 以内
木質内装	1/2 以内	3.75% 以内
都市木造公共施設整備	—	3/10 以内

※ これまで整備したことのない用途（新規分野）、又は、コスト削減やメンテナンス性の向上に資する新技術等で事業効果の発現が十分に見込まれるもの（新技術の活用）で整備しようとする施設

- ・「緑の新規就業」総合支援対策【H27 補正+H28 継続】
 - J T等による新規就業者の育成支援（緑の雇用制度）や林業就業に向けた農林大学校等における研修生への支援（緑の青年就業準備給付金事業）
- 林工連携に関連する取組みへの支援
 - ①ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金【H27 補正】
中小企業が行う革新的な試作品開発等のための設備投資等に対する支援
 - ②森林・林業生産基盤づくり交付金【H28 継続】（再掲）
木材加工流通施設の整備、木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備等への支援

【本県の現状、取組み】

- 本県は、県土の約7割が森林となっており、木材生産量は平成26年の32万m³を平成31年に57万m³とする目標を掲げ取り組んでいる。
- 具体的には、主に以下の取組みを進めている。
 - ・ 県産木材の供給体制の整備（森林経営計画に基づき路網整備と搬出間伐を実施）
 - ・ 高性能林業機械の導入促進（生産性の向上を目的に林業事業者等が導入）
 - ・ 県産木材の流通・加工施設の整備支援（新庄市に大型集成材工場整備中。28年秋操業予定）
 - ・ 木質バイオマス発電施設等の整備支援（今後3年間で8ヶ所整備予定）
 - ・ 公共施設での県産木材の積極活用（山形駅西口拠点施設（H31年度開館予定）への利用計画、南陽市文化会館（H27年10月開館）が「世界最大の木造コンサートホール」としてギネス認定）
 - ・ 山形の家づくり支援事業（住宅建築への補助による県産木材の利用拡大）
 - ・ 県立農林大学校林業経営学科の設置[H28.4～]（15名が入校）

など

【課題】

- 路網整備や搬出間伐等の森林整備への支援については、全国的な事業増に伴い、政府からの予算配分が要望額を大きく下回っており、持続的な林業経営を推進し、県産木材の安定供給体制を整備していくためには、林業の基盤づくりに必要な施策について、十分かつ安定的な財源の確保が必要。
- 政府の平成28年度の地方財政措置において、「森林吸収源対策の推進」が重点課題対応分として地方財政計画の歳出に計上されたが、地方財政措置の一層の充実が必要。
また、近年頻発する集中豪雨等で、適切な森林整備が行き届かず荒廃した箇所も目立ち始めていることから、森林の有する多面的機能を維持増進させるため、農地の多面的機能支払制度に準じ、民有林の面積等に応じて定額支援を行うような制度が必要。
- 高性能林業機械の導入、県産木材を活用した流通・加工施設の整備、木造公共施設や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備等を一体的に支援する「森林・林業再生基盤づくり交付金」については、事業ニーズが多く、政府からの予算配分は要望額を大きく下回っているため、十分かつ安定的な予算の確保等が必要。
- 地域の林業を核とする裾野の広い木材関連産業クラスターを形成するため、高性能な木質チップボイラーやペレットストーブの技術開発など、林業と工業の連携（林工連携）によるイノベーションの創出を推進する体制を構築し、雇用の創出と地域の活性化を図っていくことが必要。
- 林地残材等を収集するための経費に対する支援や効率的に運搬するためのストックヤードの整備等への支援が必要。また、運搬経費への支援については、以前政府の支援制度があったものの現在はなく、制度を復活し、十分かつ安定的な財源の確保が必要。
- 公共建築物の木造化・木質化への支援については、平成28年度から補助率が引き下げられたことから、地域材利用のPR効果が特に高い（不特定多数が利用する）施設に対する補助率の引き上げや施設と一体的な木製品（固定式椅子等）も補助対象とするなど補助要件を緩和するとともに、十分かつ安定的な財源の確保が必要。民間建築物については、支援制度がないことから新たな制度の創設が必要。
また、新国立競技場の観客席を地域材で整備するなど、東京オリンピック・パラリンピック関連施設等への地域材の利用を促進することが必要。
- 持続可能な森林経営を推進するため、欧州の森林官（フォレスター）等のような、実効性のある人材育成システムや国家資格制制度を創設し、その社会的評価の定着・確立を図ることが必要。

東北地方へのインバウンド推進

【国土交通省観光庁観光地域振興課】

【提案事項】 **予算継続**

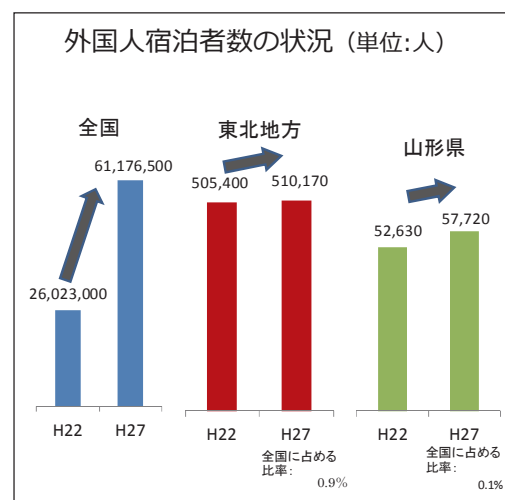
東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ東北地方の訪日外国人旅行者を回復・拡大し、地方創生を推進するため、東北地方へのインバウンドを推進する施策「東北観光復興対策交付金」を継続するとともに、対象経費の拡大など柔軟な活用方法について配慮すること

【提案の背景と課題】

- 平成 27 年に 1973 万人を超え、今後ますます増加が見込まれる外国人旅行者を全国津々浦々へ呼び込むためには、ゴールデンルート以外の地域に訪れていただく「地域分散」と、季節の偏りを少なくする「季節分散」を進めることが重要である。
- 特に、台湾、ASEAN などアジアからの外国人旅行者にとって、雪や温泉などを楽しめる東北は魅力的な地域である。
- こうしたことを踏まえ、政府は、東北地方へのインバウンド推進に向けて、東北各県の主体的な取組みを土台にしつつも、風評被害を完全に払拭するための「東北観光復興対策交付金」を継続して実施するとともに、複数年での活用を可能にすることや、人件費を対象経費として認めるなど事業の円滑な執行を確保できる制度とすることが必要である。



出典 平成 27 年観光庁宿泊旅行統計調査 (速報値)



出典平成 22 年観光庁宿泊旅行統計調査(確定値)
平成 27 年観光庁宿泊旅行統計調査(速報値)

山形県担当部署：商工労働観光部 観光経済交流局

インバウンド・国際交流推進課 TEL : 023-630-3162

【全国の現状と政府の取組み】

- 平成 27 年の訪日外国人観光客は 1973 万人と 3 年連続で過去最高を更新したが、地域別に宿泊者数をみると、**東北が独り負けの状態**である。
- 政府は、訪日外国人旅行者増加の流れを一過性に終わらせることなく、全国津々浦々に観光客を呼び込むとし、「観光立国実現に向けたアクションプログラム」に基づき広域観光周遊ルート形成・発信など様々な施策を展開することとしている。
- 平成 28 年度新規事業として東北観光復興プロモーションなど東北にインバウンドを呼び込むための取組みを支援する事業を実施している。

【本県の現状、取組みと課題】

- 山形県を訪れる外国人観光客は、平成 27 年にようやく震災前の水準に達したところであるが、全国の状況と比較すると外国人観光客の回復に遅れが生じている。
- 本県では、こうした現状の打開に向け、「山形県国際戦略」を策定し、重点地域（台湾、香港、中国、ASEAN）を中心とした国・地域からの誘客を積極的に推進している。
- 具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
 - ・ 日台観光サミットの開催（チャーター便は過去最高の 35 便（H27 年度）が運航）
 - ・ 台湾・シンガポールでのトップセールスの開催（人的ネットワークの形成）
 - ・ やまがた雪フェスティバルの開催（新たな冬の魅力の創出）
 - ・ ご当地WiFiなど受入れ態勢の整備（面的整備の加速化）
- 県では「東北観光復興対策交付金」を活用し、東北地方の風評被害を完全に払拭するための取組みを実施しようとしているが、その目的を達成するには、単年度の取組みではなく、複数年継続して実施することが必要である。併せて、本事業の効果的かつ効率的な運用に当たっては、
 - ・ 基金化など複数年に渡って計画的に活用できる制度とすること
 - ・ 事業の実施に必要な人件費を対象経費にすることや職員人件費の交付税措置など事業が円滑に実施できるような体制が確保できる制度とすることなどが必要である。

【本県の主な観光スポット及びイベント】



羽黒山五重塔

ミシュラン・グリーンガイド・
ジャポンにて紹介



さくらんぼ狩り

佐藤錦発祥の地・山形
生産量全国 1 位を誇る



やまがた雪フェスティバル

県内雪祭りのオープニングイベント
雪を活用した観光誘客の推進

有機エレクトロニクス分野において世界を牽引する拠点形成を目指す取組みへの支援の充実

【提案事項】 予算拡充

- (1) 有機エレクトロニクス分野において、世界最先端の研究開発を進める山形大学が、研究開発から事業化までを加速するために必要な人材の集積や環境の整備等への支援の充実

【文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課】

- (2) 有機エレクトロニクス関連の研究成果を活かし産業化を目指す、地域中核企業の事業化への重点支援 **新規**

【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課】

【提案の背景と課題】

- 本県が平成15年度から進めている有機エレクトロニクス関連産業集積の取組みは、実用化で先行する「有機EL照明」の事業化・製品化が基礎となって、「フレキシブル有機ELパネル」、「有機トランジスタ」、「有機太陽電池」など有機エレクトロニクス分野全般での研究開発と実用化に厚みと広がりを見せている。
- 本県がこれまで構築してきた有機エレクトロニクス分野における研究開発のポテンシャルを活かし、世界をリードするイノベーション拠点とするためには、長期にわたる継続した政府の支援が必要であり、特にイノベーション創出の源泉となる研究者の人材集積について、手厚い支援が必須である。
- 県内企業は、世界最先端の有機エレクトロニクス分野での研究成果を活かして、世界に先駆けて実用化に挑戦している。こうした世界をリードする可能性を秘めた中核企業を地域から創出するためには、**企業の試作から製品開発、海外市場開拓までを加速する重点支援**が必要である。



県内企業による製品化が見込まれる有機太陽電池



県内企業により試作された有機トランジスタ製作用印刷機

【全国の現状と政府の取組み】

- 文部科学省「地域イノベーション戦略支援プログラム」は、5年を基本とする支援期間の8年までの期間延長が一律に措置されず、また平成28年度から同省において新設の「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム(当初予算6.0億円)」では、事業マネジメントやネットワーク構築に重点が置かれている。こうした制度の短期的な見直しは、研究開発から事業化までの取組みが地域に定着しにくい側面がある。
- 経済産業省「地域中核企業創出・支援事業(平成28年度当初予算20.5億円)」は、中核企業に対する事業化戦略の立案や販路開拓等の支援に重点が置かれている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、世界最先端技術の有機エレクトロニクスの活用・発展による有機エレクトロニクスの産業集積に向けた取組みを推進してきた。
 - ・平成14年 「有機エレクトロニクスバレー構想」策定
 - ・平成15年 「有機エレクトロニクス研究所」設立
 - ・平成22年 「産学官連携有機エレクトロニクス事業化推進センター」開設
「有機エレクトロニクス産業集積会議」設置
 - ・平成25年 「山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター」開設
- 有機エレクトロニクス分野の研究テーマ及び成果

研究テーマ	研究成果
フレキシブル有機EL研究開発	10cm角のフレキシブルパネルを試作
有機トランジスタ研究開発	印刷方式による製造装置を試作
有機太陽電池研究開発	変換効率8%の有機太陽電池を試作 変換効率3%の半透明有機太陽電池を試作
蓄電デバイス研究開発	-40℃でも作動する薄型電池を試作

- 本県では、世界最先端の有機エレクトロニクス分野の研究開発から、世界に先駆けた事業化を目指して産学官金が連携して取り組んでおり、有機エレクトロニクスの一大拠点を構築する可能性を持っている。

その効果は、地方における経済・雇用を創出するのみならず、我が国の経済活性化に資するものであるが、国際的な研究開発競争に打ち勝つには、政府を挙げた支援が必要である。



透明・フレキシブル有機ELパネル



印刷によるフィルムへの電子回路製作

有機EL照明の市場形成に向けた 政府を挙げた取組みの推進

【提案事項】 **予算拡充**

- (1) 有機EL照明の世界に先駆けた市場形成に向け、政府の主導により早期に市場を開拓すること

【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課】

- (2) 有機EL照明を国立文化施設をはじめとする施設等で積極的に導入すること

【文部科学省 文化庁 文化財部 美術学芸課】

- (3) 有機EL照明の世界市場での優位性確保に向け、我が国の規格が国際標準となるよう、政府における**国際標準化**の取組みを強化すること

【経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課】

【提案の背景と課題】

- 本県では、平成15年度から有機エレクトロニクスを核とした産業創出に取り組んできており、この分野で先行する有機EL照明は、現在、まさに世界市場を見据えた市場形成の正念場にある。
- このため、政府においては、個別企業の販路開拓支援にとどまらず、クールジャパン戦略など日本文化と融合した形での有機EL照明の海外での市場開拓など、政府を挙げた取組みが求められている。
- また、本県では、有機EL照明の特長を發揮できる文化施設での市場開拓を図るため、平成27年度に、我が国を代表する博物館である東京国立博物館の協力による次世代展示ケースの開発と同館での継続利用が実現している。政府においても、これを機に、国立の文化施設への導入をはじめとして、東京オリンピックでの活用など幅広く積極的な導入を図る必要がある。
- 山形大学が研究を進めている照明用有機ELパネルの性能評価方法が、いち早く国際照明委員会等に提案され、**国際標準規格**となるよう、政府は、国際機関に強力に働きかけを行う必要がある。



有機EL照明を活用した次世代展示ケース
(平成28年3月東京国立博物館に導入)

【全国の現状と政府の取組み】

- 現時点で、有機EL照明市場は未だ形成されていないものの、ホテル・レジャー施設で有機EL照明を用いた演出・装飾照明の導入が見られ、市場形成の足掛かりになると期待されている。
- 政府は、国際標準化が新市場創造や企業の競争力強化に資するものとして、官民が連携して取り組むべき具体策を「標準化官民戦略」として策定し、標準化を迅速に進めるための官民体制や世界に通用する認証基盤を整備するとしている。

世界の照明市場 予測

(単位:億円)

	2014年	2020年(予測)
照明器具	58,310	83,050
うち有機EL	10	5,750
うちLED	16,500	46,800

※富士経済(2015年11月)推計

【本県の現状、取組みと課題】

- 平成15年度から取組みを開始した有機EL照明の研究開発は、事業化推進段階を経て、現在市場開拓段階に入っている。
 - ・ 有機エレクトロニクス研究所の設立(H15) (世界初照明用パネル専門メーカーの誕生)
 - ・ 産学官連携有機エレクトロニクス事業化推進センターの開設(H22)による県内企業の事業化支援(有機EL関連製品の製品化に取り組む企業数48社)
 - ・ 県有施設、市町村・民間施設への有機EL照明の先導的導入(H25～H26) (山形県内で117施設739台)
 - ・ 東京都内に有機EL照明の市場開拓拠点を開設(H27) (リビングデザインセンターOZONE内)
 - ・ 博物館用次世代展示ケースの開発(H27) (東京国立博物館へ導入)
- 山形大学は、経済産業省の委託(H26～H28)により、照明用有機ELパネルの性能評価方法を研究開発しており、国際照明委員会への提案と、有機EL照明の製品評価ができる機関の整備に向け取り組んでいる。
- 県内で有機EL照明の製品化に取り組む企業は増加しているが、ビジネスを行う上で前提となる有機EL照明市場が未形成であり、国内外における有機EL照明の需要を喚起するために、政府は、国立文化施設等への積極的な導入や、オールジャパンによる海外での市場開拓が必要である。



有機EL照明の市場開拓拠点
(平成28年2月東京都新宿区OZONE内に開設)

Lumiotec



ルミオテック社
(世界初の照明用パネル専門メーカー)

Pioneer



パイオニア OLED ライティングデバイス社
(照明用パネル専門メーカー)

<有機EL量産製品>



歯科用无影灯



デスクライト



マーク用照明



インテリア照明

世界最先端のバイオ技術を核とした新産業の創出など 地方創生の取組みに対する支援の充実強化

【提案事項】 予算拡充 規制緩和

- (1) 地方創生の推進を担う先端的なバイオ研究・開発を支える慶應義塾大学先端生命科学研究soの世界的な拠点形成に向けた研究基盤の強化に対する支援を充実すること

【文部科学省科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課】

- (2) 合成クモ糸繊維などバイオ関連の新産業を核に、企業や人材、資金を呼び込む地方の新たな取組みに対し、国家戦略特区制度などによる柔軟かつスピーディーな規制改革等を推進すること

【内閣府地方創生推進事務局、政策統括官（科学技術・イノベーション担当）】

- (3) 同研究所発ベンチャー企業が開発した最先端技術を着実に事業化・産業化に結び付けるため、研究段階や実用化段階、事業化段階など各段階に応じた支援を充実強化すること **新規**

【経済産業省経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域新産業戦略室】

【提案の背景と課題】

- 本県では、慶應義塾大学先端生命科学研究soの最先端のメタボローム解析技術を核としたバイオクラスターの形成推進に取り組んでおり、同研究所の研究教育活動に対し地元の鶴岡市とともに多額の支援（7億円/年）を行っているが、地方単独での支援には限界があり、安定的な研究基盤の確保の観点から、政府を挙げた支援が必要である。
- 同研究所発のベンチャー企業が開発した合成クモ糸繊維は、強靱性と伸縮性を併せ持つ次世代の基幹素材であり、いち早く量産化体制を確立し、市場に製品を投入することが、世界的な開発競争を制することに繋がるが、迅速な企業活動を行う上で、規制改革等が求められている。
- このほか、がん診断や腸内環境デザインなど国際競争力のある技術が開発され、新産業が創出される好循環をつくり、バイオ関連産業の集積により地方創生を実現するためには、政府を挙げた取組が必要である。



慶應義塾大学先端生命科学研究so



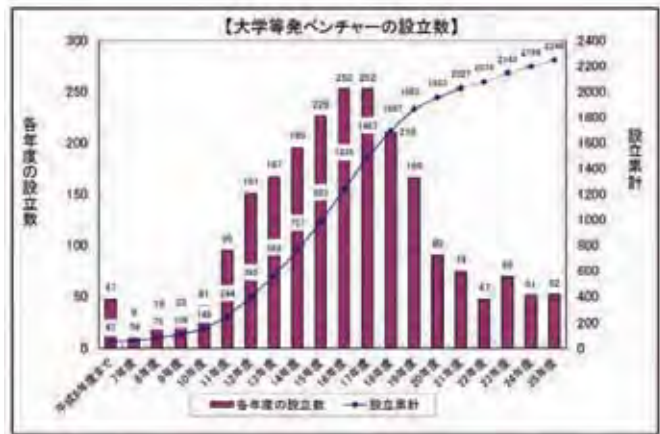
合成クモ糸繊維（Spiber社）



Spiber社と株式会社ワールドウィングが共同開発した、合成クモ糸繊維を用いたアウトドアジャケット「ムーン・パーカ」

【全国の現状と政府の取組み】

- 『日本再興戦略』改訂2015において、アベノミクス第2ステージとして、イノベーションの創出による付加価値の向上を徹底的に後押しするとしている。
- 第5期科学技術基本計画では、政府、学会、産業界、国民など幅広い関係者がともに実行する計画として位置付け、「科学技術イノベーション政策」を強力に推進し、我が国を「世界で最もイノベーションに適した国」へと導くこととしている。
- 同計画では、「知の基盤の強化」を掲げ、イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進に向けた改革・強化を行うこととしている。
- また、同計画では、新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化（起業家の育成、起業、事業化、成長段階までの各過程に適した支援：大学発ベンチャー創出促進など）を掲げ、ベンチャー企業を支援する体制を構築することとしている。



文部科学省「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況について」より

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、慶応義塾大学先端生命科学研究所に対する支援やベンチャー企業への支援など、研究成果を活用した事業化の促進、関連企業の誘致などに取り組んでおり、同研究所の研究教育活動に対し、県と市を合わせて毎年7億円の補助を行っている。
- また、バイオクラスター形成推進のため、以下の取組みを進めている。
 - ・ バイオクラスター形成推進会議（産学官金の連携体制の確立）
 - ・ コーディネート体制整備（バイオ分野での企業、大学等とのマッチング等）
 - ・ 共同研究シーズ事業化支援事業
（県内企業と慶應先端研との研究成果活用による事業化等支援）
- 同研究所発のベンチャー企業は5社創業し、世界的にも注目を浴びている。
 - ・ ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)：(H15 設立) メタボローム解析事業等
 - ・ Spiber(株)：(H19 設立) 新世代バイオ素材開発事業等
 - ・ (株)サリバテック：(H25 設立) 唾液による疾患診断事業等
 - ・ (株)メタジェン：(H27 設立) 便による腸内環境解析及び改善サービス事業
 - ・ (株)メトセラ：(H28 設立) 移植用の心臓組織等の製造・販売事業
- 国際競争力を持つ地域の研究機関に対する支援を地方単独で継続することは、財政的にも限界があるため、安定的な研究基盤の確保の観点から、政府を挙げた支援が必要である。
- 政府の科学技術政策に適う先端分野で事業化に取り組むベンチャー企業が、海外企業等に先行して製品化を進め、国際的な優位性を確保しながら産業化を図るためには、多額の研究開発投資等が求められることから、国策として重点的かつ集中的な支援が必要である。



日本海側のメタンハイドレートの開発促進

【経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課】

【提案事項】 **予算拡充**

- (1) 日本海側のメタンハイドレートの開発について、調査・研究のための予算を拡充するとともに、採掘・実用化・商業化に至るロードマップを策定し、その着実な推進を図ること
- (2) 調査・研究や採掘技術の開発等に当たっては、地方創生の観点から、地方の技術の向上や人材の育成を図ること

【提案の背景と課題】

- 近年、我が国の周辺海域においてメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。メタンハイドレートは、一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として重要である。
- 平成26年度の資源量調査では、秋田・山形沖（最上トラフ）においても、メタンハイドレートを含むサンプルが採取された。
- メタンハイドレートの開発は、太平洋側の調査・研究が先行しており、日本海側のメタンハイドレートの開発を促進するためには、太平洋側と同様に政府の明確な指針が必要である。
- 資源開発が地域の活性化や産業振興など地方創生にも資するよう、地方の技術向上や人材育成を推進していくことが必要である。

山形県担当部署：環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 TEL：023-630-3354

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府の海洋基本計画において、日本海側（表層型）の資源量を把握するための広域的な分布調査等を実施するとしており、平成25年度から平成27年度までの3年間をかけ、国による資源量調査が実施された。
平成26年度の調査で、秋田・山形沖（最上トラフ）においても、メタンハイドレートを含むサンプルが採取された。
- 政府は、太平洋側（砂層型）については、「平成30年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う」こととし、海洋産出試験、総合的検証の実施を経て、平成30年代後半に民間が主導する商業化プロジェクトが開始されるよう技術開発を進めるとした工程表を示している。
- 一方、日本海側については、今後の方向性の議論を踏まえ、資源回収技術の本格調査・研究開発等に着手するとされているだけで、太平洋側のような工程表は示されていない。

【本県の現状、取組みと課題】

- 平成26年度の資源量調査で、秋田・山形沖（最上トラフ）においてもメタンハイドレートを含むサンプルが採取されたことから、将来の国産エネルギー資源としての期待が寄せられるとともに、資源開発を通しての地域の活性化や産業振興への期待が高まっている。
- 「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」の取組み
日本海側のメタンハイドレート、石油、天然ガス等の海洋エネルギー資源の開発を促進するため、本県を含む日本海沿岸府県で構成する「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」を設立し、情報収集や調査研究を行うとともに、政府への提案等の活動を行っている。
- メタンハイドレート講演会の開催
メタンハイドレートに対する、県民や企業の理解を深めるため、平成28年2月に資源量調査プロジェクトのリーダーである明治大学の松本教授による講演会を開催した。
- 人材育成の取組み



明治大学松本教授による講演会

山形県立加茂水産高校では、平成27年度に文部科学省のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）事業に指定され、当事業の中で、メタンハイドレート研究を通して、新たな海洋資源への興味・関心を高め、海洋資源と水産、漁業との関わり方を考える力を育成する取組みを行っている。

公設試験研究機関への研究開発等機器導入支援制度の創設

【経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課】

【提案事項】 予算創設

中小企業への技術支援の拠点機関となる公設試験研究機関に、共通機器として効率的・効果的に利用できる研究開発等機器を整備する支援制度を創設すること **新規**

【提案の背景と課題】

- 本県ものづくり企業の99.9%は中小企業であり、サプライチェーンに組み込まれている企業が多い。
- 中小企業の競争力強化、付加価値額の拡大を目指し、県内中小企業の新製品開発や成長分野への参入促進を図るため、山形県工業技術センター内に「ものづくり創造ラボ」を開設し、スピーディーな製品化を見据えたアイデア創出、設計から、試作、評価までの一貫した技術支援に取り組んでいる。
- 設計から試作、評価のために必要な機器を、経営資源の乏しい本県企業が単独で持つことはリスクが高く困難であり、県内中小企業の技術支援の拠点である公設試に、共同で利用できる研究開発等機器を整備すれば、効率的、効果的な技術支援が可能となる。
- しかしながら、製品開発の各段階（設計・試作・評価）に必要な最新機器の整備については、国の財政的な支援がなく、県の限られた財源では十分な機器整備は難しい状況にある。
- 迅速な支援を望む企業ニーズに対応するため、公設試への早急な機器整備が求められており、設備貸与や定額補助などによる支援制度が必要である。



研究会活動による「うみだす」支援



「ものづくり創造ラボ」における4つの柱

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、公設試験研究機関を対象とする技術指導施設(支援設備)費補助金による、中小企業への技術指導に供する設備導入支援を、平成 11 年度で終了している。
- 地域における新産業の創出を支援する目的で、広域連携を推進したテーマを設定した公設試験研究機関に対し、貸与や補助による設備の導入支援を行ってきたが、平成 24～26 年度補正予算による臨時的措置である

【本県の現状、取組みと課題】

- 工業技術センター内に「ものづくり創造ラボ」を開所（平成 27 年 7 月）。
 - ・ 支援体制：工業技術センター内の技術分野横断や、外部機関との連携体制を構築
 - ・ 設 備：これまで順次整備してきた機器を最大限に活用

設計段階	樹脂流動シミュレータ、光学設計シミュレータ、など
試作段階	3Dプリンタ、超高速加工機、エッチング装置、など
評価段階	走査型電子顕微鏡、赤外分光光度計、3次元測定機、など





- 県内企業のニーズにスピード感を持って応えるために、最低限に必要な機器だけでも相当程度必要になり、県単独での整備には限界がある。

＜早急な整備が必要な機器＞

設計段階	切削現象シミュレータ（機械加工時の試行軽減）
試作段階	レーザー加工機（試作部材の迅速な加工） パルスレーザーデポジション装置(多様な物質膜の形成)
評価段階	電界放出型走査電子顕微鏡（超高分解能な分析・観察） X線 CT 装置（非破壊で内部を観察・評価） 分光エリプソメータ（超薄膜まで計測できる非破壊膜厚計）

- 地域中小企業の技術力の高度化は、経営資源に限りのある中小企業が単独で行うことは困難であり、公設試験研究機関への期待は大きい。

＜工業技術センターの研究開発等機器が、県内企業の高度な技術開発を可能とした例＞

<p>ニーズと アイデア創出</p> <p>新たに水流量計を作りたい</p> <p>装置へ組み込みできる大きさにしたい</p> <p>解決へのアイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MEMSセンサ活用 ・3Dプリンタで試行 	<p>工業技術センターの機器による 企業との共同開発・試作</p> <p>「エッチング装置」や「①スピンドーター」、「②レーザー描画装置」などで、センサを開発 流路などの試行で「③3Dプリンタ」を使い筐体を試作</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">① </div> <div style="text-align: center;">② </div> <div style="text-align: center;">③ </div> </div>	<p>事業化</p> <p>「MEMS型 水流量計」</p> <div style="text-align: center;"></div>
--	---	--

事業承継にかかる金融支援制度の拡充

【内閣府 金融庁 監督局 総務課 協同組織金融室】

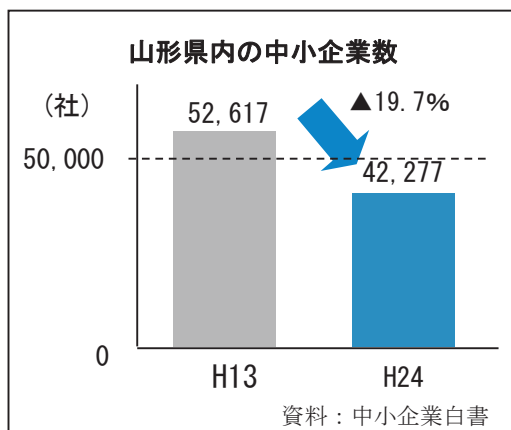
【経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課】

【提案事項】

信用保証協会法及び中小企業信用保険法の一体的改正を行い、事業継続のために必要な後継者個人による自社株買取資金についても信用保証協会の保証対象とするなど、増加傾向にある従業員承継の円滑化のための金融支援制度を拡充すること

【提案の背景と課題】

- 県内の中小企業数がここ10年で約2割減少しており、さらに、企業経営者の高齢化が進む中、後継者不在の事例が多く見受けられ、このままでは、今後更に企業数の減少が加速する可能性が高い。そのため、円滑な事業承継に向けた支援を強化し、後継者不在による廃業を食い止めることが重要である。
- 事業承継は、親族外の従業員への承継が増加傾向にあり、後継予定者が経営権を確保するために必要な自社株買取資金の調達が課題となっている。
- 具体的には、従業員後継者個人が自社株買取資金を借り入れる場合、信用保証協会法により、信用保証協会の保証の対象外となっているほか、中小企業信用保険法により、信用保証協会が保証を行う際の前提となる保険制度の対象外であることが障壁となっている。
- 事業承継に必要な後継者個人による自社株買取資金について信用保証協会の保証対象とするなど、従業員への事業承継の円滑化について金融面から支援する必要がある。



山形県内の中小企業数が、ここ10年ほどで

約 **2** 割減少

【全国の現状と政府の取組み】

- 中小企業庁の調査によると、「後継者をまだ決めていない」が約3割、「事業をやめたい」が約1割（うち後継者不足のためが約5割超）。

<平成26年7月「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会 中間報告」>

- また、かつては親族内承継が9割以上を占めていたが、近年では減少しており、親族内での後継者確保が困難になってきている<中小企業白書（2013年版）>。
- 政府では、平成20年に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を施行し、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を創設するなどの措置を講じている。



【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、県及び山形県信用保証協会、山形県企業振興公社（山形県事業引継ぎ支援センター）をはじめ、県内すべての金融機関や商工支援団体が連携し、「オール山形体制」で県内企業の円滑な事業承継を支援している。
- 具体的には、以下の取組みを行っている。
 - ・ 事業承継セミナーの開催（平成27年度は延べ4回開催）
 - ・ 県内企業約2千社を対象に事業承継に関するアンケート調査を実施
 - ・ 個別事業所3社を対象にモデル支援事業を実施
 - ・ 後継者育成塾による後継者の資質向上・育成（平成28年度実施予定）
- 親族内の事業承継が減ってきている今日、貴重な経営資源を次の世代に引き継ぐためには、金融面からの支援を含め、従業員など親族外への事業承継を促進する必要がある。



事業承継セミナーの開催状況

企業の研究開発に対する支援の充実

【経済産業省 経済産業政策局 立地環境整備課】

【経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課】

【提案事項】 **予算継続**

地域の中小企業の研究開発を資金面から支援する地域中小企業応援ファンド事業等の継続、若しくはこれに代わる新たな制度を創設すること

【提案の背景と課題】

- 中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、県内中小企業が将来にわたって安定した事業活動を行うためには、積極的な新事業展開に挑戦する事業者に対する支援を実施する必要がある。
- 本県では、所管の公益財団法人に「やまがた地域産業応援基金」を造成して、県内中小企業等による新産業・新事業・新技術の芽出し・育成を支援している。この基金は、(独)中小企業基盤整備機構から貸付を受けている「地域中小企業応援ファンド」(以下「ファンド」という。)及び経済産業省の「産業再配置促進環境整備費補助金」(以下「補助金」という。)の交付を受けて造成している技術振興基金が原資となっているが、ファンドの貸付期間(10年間)が終了する平成29年度末には、ファンド、補助金ともに返済することとなっている。
- 企業の新事業展開につながる研究開発の充実は本県の中小企業の付加価値向上に不可欠であることから、ファンド及び補助金の継続、若しくはこれに代わる新たな制度の創設を強く要望する。



製品化の事例：「KINU HAKI」

「KINU HAKI」は、紅花とお雛様で知られる山形県河北町谷地の履き物産業と米沢織りの出会いから生まれた袴地仕立ての室内履きです。

素材には最高級の絹を用い、米沢織り職人が丹精込めて織りあげた袴地を、日本の生活文化の中で育まれた美しい所作をイメージし「たたむ・仕舞う・携える」をテーマに室内履きに仕上げました。

【阿部産業株式会社(河北町)】

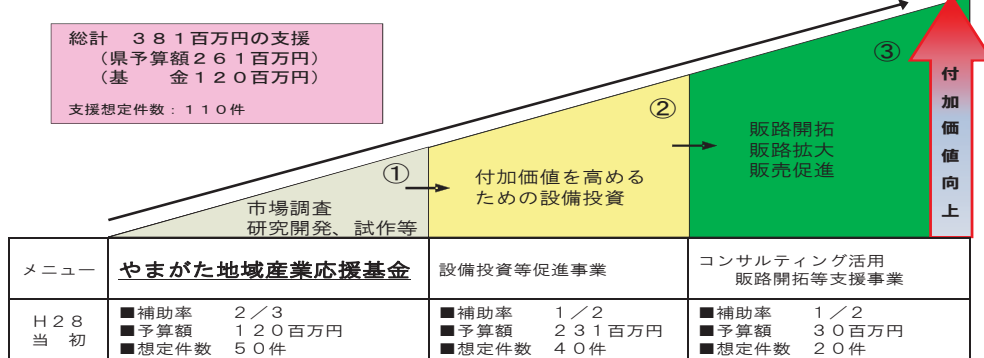
【全国の現状と政府の取組み】

- ファンド事業は、40 の都道府県において、43 の基金が造成されており、助成金を活用した創意工夫に富んだ多様な事業が実施され、地域の特色を活かした新製品の開発など、各地で多様な成果を上げている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、平成 26 年度から県内製造業付加価値額 1 兆円達成に向け、「中小企業元気活力！プロジェクト」を展開し、主要事業として中小企業トータルサポート補助金を創設し、①研究開発、②設備投資、③販路開拓までを段階に応じて一貫して支援しているが、やまがた地域産業応援基金事業は、その第一段階である「研究開発」を支援する重要な補助事業と位置付けて、積極的に活用を図っている。

平成 28 年度 中小企業トータルサポート補助金 イメージ図

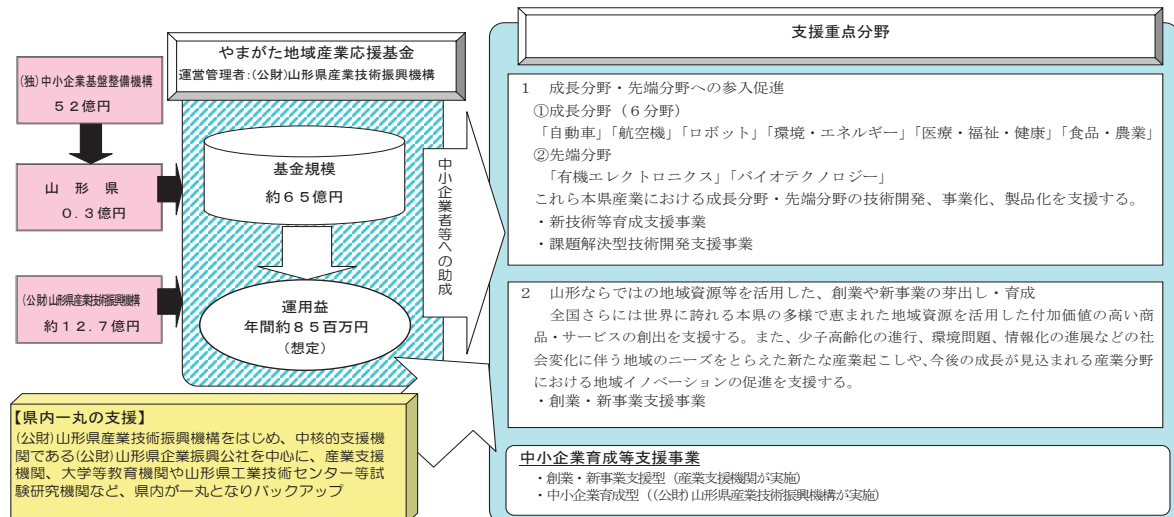


- やまがた地域産業応援基金は、ファンド事業により、県が中小企業基盤整備機構から 52 億円の貸付けを受け、補助金により造成した技術振興基金とあわせ、総額約 65 億円を運用することにより、『やまがた地域産業応援基金事業』を実施し、中小企業等による新産業・新事業・新技術の芽出し・育成を支援している。

・やまがた地域産業応援基金事業 新規採択実績：H20～27、235 件

- この「やまがた地域産業応援基金助成事業」については、基金の運用益を活用して、県内企業による新たな技術や製品の開発を可能性調査から販路開拓まで一貫して支援しており、地域のものづくり産業の自立的・継続的な発展のためには、現在の支援制度を今後も継続する必要があるが、県の出えん等だけでは、十分な運用益の確保が困難である。今後も基金を継続し、県内企業の支援を実施する必要がある。

◆やまがた地域産業応援基金スキーム図



地方における企業立地等に対する支援の拡充

【提案事項】 予算拡充

- (1) 企業立地促進法に基づく地方税の減免に対する減収補てん措置の対象となる土地・家屋等の取得金額の引下げや、機械装置等の資産を対象とするなど、地方自治体に対する財政支援を拡充すること

【総務省 自治財政局 交付税課】

【経済産業省 経済産業政策局 立地環境整備課、産業施設課】

- (2) 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案」による固定資産税の軽減について、減収補てん措置を講じるなど必要な財政支援を行うこと **新規**

【総務省 自治財政局 交付税課】

【経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課】

- (3) 地方創生をはじめ企業立地促進の各種施策の効果把握に資するよう、幅広い業種を対象とした全国的な企業立地に関する調査を新たに
行うこと

【内閣府 地方創生推進事務局】

【提案の背景と課題】

- 地方においては、人口減少への対応のため、企業立地や設備投資を促進し、雇用の場を確保することが喫緊の課題となっている。
- 現在、「企業立地促進法」に基づき地方税の減免をした場合は地方交付税による減収補てんがあるが、その対象となる要件は土地や家屋の取得価格の合計額が2億円を超える必要があり、また、機械装置等は対象にならない。一方、実際には、既存の工場内に機械装置を新設したり、あるいは建屋を新設した場合でも、投資額が2億円を下回るケースが多く、企業の投資活動の実態に応じたものになっていない。
- 企業の投資に対する地方税の優遇措置は、企業立地や設備投資を促す上で大変有意義であるが、反面、地方の自主財源の減少を招き、財政運営に与える影響も大きいいため、かつての「農村地域工業等導入促進法」に準じた幅広い地方交付税による減収補てんが求められる。
- 同様に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案」における認定経営力向上計画に基づく機械及び装置に係る固定資産税の軽減についても、減収補てんなど財政支援措置が必要である。
- 企業立地に関する統計調査は製造業に限られており、地方創生による各種企業立地促進の施策の効果把握のためにも、雇用に着目し、コールセンターなどを含む幅広い業種を対象とした全国的な企業立地に関する調査が必要である。



企業立地セミナー

山形県担当部署：商工労働観光部 中小企業振興課 TEL：023-630-3950
工業戦略技術振興課 TEL：023-630-2548

【全国の現状と政府の取組み】

- 企業立地に関する支援制度として、「農村地域工業等導入促進法（以下、「農工法」）」に基づく税制優遇措置があったが、平成 21 年 12 月で廃止され、工業等の導入に係る政策の基本法は、平成 19 年 5 月制定の「企業立地促進法」に移行した。

しかしながら、「企業立地促進法」では「農工法」と比べ、対象となる資産の取得額の設定要件が高くなり、また機械・装置等が対象とならないなど、農村地域を多く抱える地方にとっては、企業立地に対する支援が実質的に縮小された形となっている。

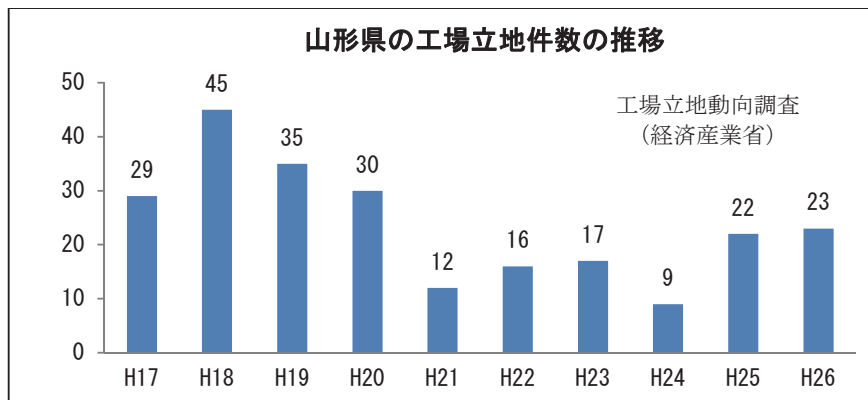
《農工法と企業立地促進法との優遇措置の比較》

	農村地域工業等導入促進法	企業立地促進法
対象設備等	減価償却資産（建物及びその付属施設、機械、装置等）の取得価額の合計額が 3,000 万円を超えるもの	家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が 2 億円（農林漁業関連業種に係るものは 5,000 万円）を超えるもの

- 現在、企業の立地に関する統計調査は経済産業省の「工場立地動向調査」のみであり、製造業以外の業種に関する立地の調査はない。

【本県の現状、取組みと課題】

- 最近 5 年間の工場立地件数は、10～20 件程度で推移しており、リーマンショック前と比較し、以前として低水準にとどまっている。
- 企業立地促進のため、具体的には、以下の取組みを進めている。
 - ・ 本県の強みを活かせるバイオテクノロジーや有機エレクトロニクス等の先端分野や、今後成長が期待できる分野を重点とした企業誘致の推進
 - ・ 企業立地セミナー等を通じた、優れた技術力、多様な技術を持つ企業の集積、交通網の充実などの本県の魅力ある立地環境の PR 強化
 - ・ 雪対策補助など、企業ニーズに応じた企業立地促進補助金の充実・強化
 - ・ 固定資産税の免除など、市町村独自の優遇措置の実施
- 幅広い業種にわたる企業立地の状況や、雇用をはじめとした立地の効果を把握するための調査は、県単独では実施が困難であり、また、一律の基準で、全国や他の都道府県との比較ができるようにする必要がある。



建設業における処遇改善と雪国での生産性向上

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課】

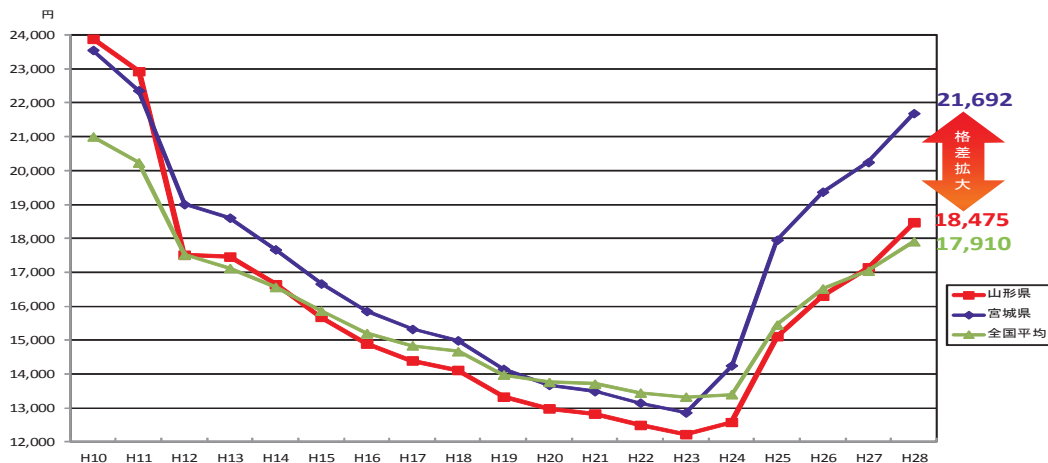
【国土交通省 大臣官房 技術調査課、総合政策局 公共事業企画調整課】

【提案事項】

- (1) 建設業における処遇改善のため、公共工事設計労務単価については、過度な人材流動を防止する観点から隣接県との格差を是正し、適正化を図ること
- (2) 専任義務のある主任（監理）技術者にかかる経費の積算方法を改善すること **新規**
- (3) 雪国で特に有効なコンクリートのプレキャスト製品について、適用条件を定めた上で経済性にかかわらず広く活用できるようにすること **新規**

【提案の背景と課題】

- 公共工事設計労務単価の地域間格差は、本県建設業の人材流出の一因となっている。地域の安全・安心を支える労働力を確保するため、設計労務単価については、隣接県との格差を是正し、適正化を図ることが求められる。
- 主任（監理）技術者は工事への専任義務があることから、その人件費の積算においては、現在の現場管理費率による算出方式から新たに必要な経費を工期の設定に合わせて算出する方式に改善する必要がある。
- 非出水期が短く冬期間の工期が十分確保できないことや労働環境が厳しいといった雪国特有の施工条件下においては、コンクリート構造物のプレキャスト化は非常に有効である。プレキャスト製品を経済性にかかわらず広く活用できるようにするため、適用条件を定めるとともに、規格の標準化等により低価格を実現することが必要である。



公共工事設計労務単価の推移 (主要12職種)の平均

山形県担当部署： 県土整備部 建設企画課 TEL：023-630-2653
 農林水産部 農村整備課 TEL：023-630-2157

【全国の現状と政府の取組み】

- (1) 直近の労働市場の実勢価格及び社会保険への加入徹底の観点から必要な法定福利費相当額を反映した公共工事設計労務単価を平成 28 年 2 月から適用。

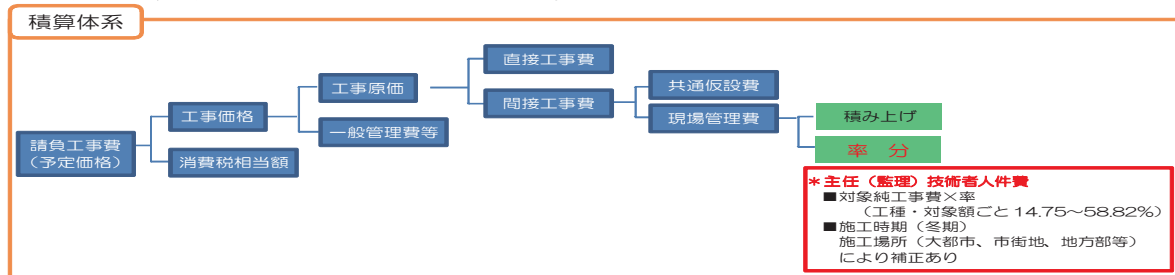
全職種平均（加重平均）でも

全国（17,704 円） 平成 27 年 2 月比：+4.9%

被災 3 県（19,457 円）平成 27 年 2 月比：+7.8%

となっており、被災 3 県における単価の引き上げ措置が継続しているため、依然として被災 3 県の伸び率が大きい。

- (2) 主任（監理）技術者は、一定規模以上の工事では専任配置が義務付けられている（建設業法第 26 条第 3 項）。それにもかかわらず、主任（監理）技術者の人件費は、「土木工事標準積算基準」の積算体系の現場管理費に含まれ、河川工事や道路工事といった工種や純工事費の額に応じた算定式による率から算出されており、積算上、工期（専任期間）は反映されていない。



- (3) 国土交通省では、各種生産性向上技術の普及・一般化を図るため、規格の標準化を念頭においたガイドライン等の作成を予定。併せてコスト以外の効果を評価する手法の検討に着手。

【本県の現状、取組みと課題】

- (1) 本県では、建設工事の低入札価格調査基準のうち現場管理費の比率を県独自に引き上げてダンピング受注の防止を図り、設計労務単価の引き上げが賃金に適正に反映されるよう配慮してきた。

本県においては、宮城県との労務単価の格差や雪国特有の厳しい労働条件のため、労働者の確保に支障をきたしており、このことが入札不調の一因となっている。将来に向けた労働力確保のため、設計労務単価の適正化と格差是正について業界から強い要望がある。

- (2) 本県の公共工事の積算については、「土木工事標準積算基準」及び「農林水産省土地改良事業等請負工事積算基準」に準拠している。

工事費の変更増に見合わない工期の延長の場合には、専任期間に応じ技術者経費を適正に積算するよう業界から強い要望がある。

- (3) 融雪のため河川の非出水期が 11 月から 3 月までと短いことや、作業除雪が不可欠であるなど、雪国特有の条件下においては、特に冬期間の施工の効率化が求められるが、現状では経済性優先の原則により、施工性に劣る場所打ち Co 構造を採用せざるを得ない場合が多い。

雪国では、施工の効率化や工期の短縮のみならず、労働者の確保や労働環境の向上のためにもプレキャスト化の推進が喫緊の課題である。



雪国における厳しい施工環境

県産農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省 消費・安全局 植物防疫課・動物衛生課、
食料産業局 輸出促進課、生産局 食肉鶏卵課、政策統括官付 穀物課】

【提案事項】 **予算拡充** **予算創設**

- (1) 海外各国・地域の検疫条件や原発事故による規制の緩和等に向けた政府間交渉を一層強化するなど、輸出環境の整備を促進すること
- (2) オールジャパンでの牛肉・豚肉輸出促進に向け、政府主導による地域ブロック等単位の認定食肉処理施設の設置検討を行うとともに、同施設の整備に対する高率補助制度を創設すること **新規**
- (3) 海外における日本産米の消費者層の拡大や価格競争力の向上に繋がる輸出用米の生産コストの削減に向け、農地の集積・集約化や大区画化を推進する基盤整備予算の確保、多収・直播技術を導入するための機械設備の整備を支援する予算の十分な確保を図ること **新規**
- (4) 販路の開拓から実際の商取引までを行う東北地域における商社機能を有する組織の設立を促進すること **新規**
- (5) 日本産食品のブランドイメージを低下させる海外での模倣品や誤認表示等を監視・是正する各国間のルール・体制づくりを早急に進めること **新規**

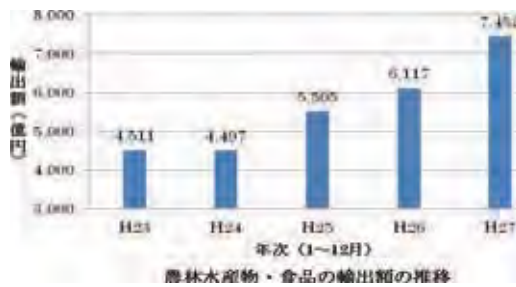
【提案の背景と課題】

- 台湾向けの生果実や香港向けの牛肉など、海外各国や地域が独自の検疫条件を設けており、これが輸出に当たっての障壁になっているため、規制緩和等に向けた政府間交渉の強化が必要である。
- 牛肉・豚肉の輸出においては、輸出先国が求める衛生管理基準等を満たした認定食肉処理施設の整備に莫大な経費を要するほか、整備後もランニングコストの掛り増しなどで採算性が厳しくなることが懸念されることから、政府主導による地域ブロック単位での施設の設置検討や施設整備に対する高率補助制度の創設が求められている。
- 海外における日本産米の評価は高いが、現地産米等との価格差が大きく消費者は一部富裕層等に限定的。輸出拡大のためには、現地価格を引下げ購買層を拡大する必要があり、生産面でのコスト削減が重要である。
- 県産農産物の輸出を着実に拡大していくうえで、海外での市場調査や販路開拓・商談等に加え、国内における輸出品目のロット確保、代金決済等の商取引を専門的に担うことができる商社機能を有する組織体制の整備が必要である。
- 世界的な和食ブームを背景に、日本産食品の模倣や誤認表示が見られ、今後拡大することが懸念されるため、これを監視し是正する各国間でのルール・体制づくりが必要である。

【全国の現状と政府の取組み】

- 農林水産物・食品の輸出額は3年連続で増加しており、平成27年は過去最高の7,452億円となった。
- 政府が定めた「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に基づき、国産農林水産物のオールジャパンでの輸出促進を一層強化していくことを目的とした品目別輸出促進協議会が7品目（コメ・コメ加工品、牛肉、日本茶、林産物、花き、水産物、青果物）で発足した。
- 政府各省の東北地方局が連携し、東北農林水産物・輸出モデル検討協議会を平成27年10月に設立し、輸出促進に向けたビジネスモデルの検討を行っている。
- 日本の主な輸出先国・地域である台湾、韓国、中国では、原発事故に伴う食品の輸入規制を維持、強化している。

【主な輸出先国の輸入停止措置の例】



輸出先国・地域	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品(酒類除く)
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料

- 今後の国産牛肉の輸出拡大対象国として想定される米国及びEU向け認定食肉処理施設は、国内にそれぞれ10カ所、4カ所ある。しかし、東北ブロックには、米国向け施設が岩手県に1カ所あるものの、EU向け施設はない。
- 品質等の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する地理的表示法が平成27年6月に施行され、平成28年3月までに12件が登録されている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 人口減少に伴い国内マーケットの縮小が見込まれる中、持続的な再生産が可能になるよう農業者所得の向上を目指し、県産農産物等の新たな販路開拓のため輸出拡大に取り組んでいる。
- 具体的には、以下の取組みを進めている。
 - ・ 一般社団法人山形県国際経済振興機構（平成24年7月設立）による県内事業者の海外展開支援（県内事業者と海外企業とのマッチングなど）
 - ・ 台湾向け生果実の輸出施設登録に向けた助言・指導の実施（平成27年度登録施設数：延べ31施設）
 - ・ 県単独補助金による、県内事業者の輸出促進の取組みに対する支援（平成27年度：5団体、事業費総額：8,459千円）
- 東アジアを中心に更なる輸出拡大に取り組んでいるが、検疫条件や原発事故に伴う輸入規制等が障壁になっており、規制等の撤廃や緩和に向けた政府間交渉を一層強化する必要がある。
- 県内の認定食肉処理施設については、牛肉でタイ1カ所・マカオ1カ所、豚肉で香港3カ所が認定されているが、EU等向け施設は基準が厳しく、県単独での整備は困難である。
- 山形県国際経済振興機構は、商社機能を有するまでには至っておらず、震災からの復興を強力に後押しするためにも、政府主導で、販路の開拓から商談、物流、通関手続き・代金決済などの商社機能を有する組織の設立が必要である。
- 日本産品の模倣品や日本産と誤認させる表示が海外で確認されているが、地方自治体においては情報やノウハウ、人的資源などが不足し、これらに対応する十分な体制が整っていない現状にあり、模倣品等を監視・是正する各国間でのルール・体制づくりが必要である。

6次産業化の推進に向けた支援の充実

【農林水産省 食料産業局 産業連携課】

【提案事項】 **予算拡充**

総合化事業計画認定事業者等による6次産業化の取組みを促進するための6次産業化ネットワーク活動交付金の支援を拡充すること

【提案の背景と課題】

- 本県では、平成25年度に『食産業王国やまがた成長戦略』～やまがた6次産業化戦略推進ビジョン～を策定し、農林漁業者が取り組む6次産業化、農林漁業者と食品製造業者等の連携による6次産業化、地域の多様な主体の連携・協同による6次産業化を三つの柱として積極的に取組みを進めている。
- この結果、「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画認定事業者の増加や、市町村段階における6次産業化推進のためのネットワーク形成が図られるなど、6次産業化の取組みや支援体制の構築が活発化してきている。
- 政府は、「6次産業化ネットワーク活動交付金」（平成28年度予算2,033百万円）により支援しているが、平成27年度から、総合化事業計画に基づく施設・設備整備の取組みに対する交付率が引き下げられた。併せて、総合化事業計画認定事業者が行う新商品開発や販路開拓等の取組みに対する交付率の嵩上げ措置も廃止され、計画どおりに事業を進めることが困難になっている。意欲ある農林漁業者等が必要な支援を十分に受けることができるよう、当該交付金による支援を充実する必要がある。



<やまがた6次産業化戦略推進本部会議の状況>

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、平成 22 年度に「六次産業化・地産地消法」を制定するとともに、農林漁業者と地域の様々な事業者等が結びつきを強め、ネットワークを形成し、地域ぐるみの 6 次産業化を推進するため、6 次産業化ネットワーク活動交付金等により、ソフトとハード両面から地方が取り組む 6 次産業化への財政支援を行っている。
- 平成 27 年度から、総合化事業計画に基づく施設・設備整備の取組みへの交付率（ハード事業：1/2 → 3/10）、新商品開発や販路開拓等の取組みへの交付率（ソフト事業：1/2→1/3）が共に引き下げられ、また、総合化事業計画認定事業者が実施主体となつて行うソフト事業に対する交付率の嵩上げ措置（総合化事業計画に基づく取組みは 2/3）は廃止された。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、農林水産業の持続的発展に向け、農林水産物の生産にとどまらず、加工、流通・販売にも一体的に取り組むことによって、生み出される付加価値をできるだけ地域の中で蓄積・循環させる本県ならではの 6 次産業化を関係者が一体となった体制で推進し、「食産業」全体の振興を図っている。
- 具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
 - ・ 県域の 6 次産業化ネットワーク形成（やまがた 6 次産業化戦略推進本部の設置）
 - ・ 6 次産業化に関する戦略策定（平成 26 年 3 月策定）
 - ・ 市町村域の 6 次産業化ネットワーク形成支援（H28.3 時点：26 市町村）
 - ・ 農林漁業者等の 6 次産業化の取組みに対する総合的な支援（山形 6 次産業化サポートセンターの設置）
 - ・ 総合化事業計画認定への支援（H28.3 時点：総合化事業計画認定者数 63 件）
- 「6 次産業化ネットワーク活動交付金」を活用し、農林漁業者等の 6 次産業化の計画策定やその後の事業展開を支援してきたが、上記のような交付率の引下げ等に対し、総合化事業計画認定のメリットが極めて薄くなったとの声が上がっている。
- また、上記サポートセンターの運営等については、当該交付金の「支援体制整備事業」を活用しているが、平成 27 年度は政府からの配分予算が不足し、予定していた事業内容を大きく見直さざるを得なかった。（要望額の 8 割未満）
- TPP 協定発効を見据え、意欲ある農林漁業者等の 6 次産業化の取組みを促進するためには、当該交付金を拡充し、施設・設備整備等をはじめとする初期投資の軽減や、支援機関の活動を充実させる必要がある。



農林漁業者と中小企業者等との連携による 新商品開発等に向けた支援の継続

【経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課】

【提案事項】 **予算継続** **予算創設**

農商工連携型地域中小企業応援ファンドの組成における独立行政法人中小企業基盤整備機構から都道府県への無利子融資に係る貸付期間を延長、若しくはこれに代わる新たな制度を創設すること

【提案の背景と課題】

- 本県の農林水産業は、豊かな自然と確かな技術を活かし、全国に多彩な農林水産物を提供しており、また食品産業は、農林水産物等の地域資源の活用や、創意工夫を重ね、本県産業のなかでも重要な地位を占めている。
- 本県農林水産業および食品製造業の高付加価値化を図っていくためには、農林水産業と食品産業の垣根を越えた連携・協同のもと山形らしい新たな価値を持つ商品開発等を促進する必要がある。
- 本県では、農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業を活用し、(独)中小企業基盤整備機構から無利子融資を受け、農林漁業者と中小企業者等が連携した新商品開発や販路開拓等の新たな事業展開を支援する「やまがた農商工連携ファンド」による助成事業を実施している。
- 上記事業の貸付期間は10年以内となっているが、地域産業の競争力強化による地方創生を実現していくためには、地域の農林漁業者や中小企業者等の新たな取組みに対する資金面の支援を今後も継続して実施していく必要がある。



「やまがた農商工連携ファンド」による助成事業を活用し、開発された商品の例

山形県担当部署：商工労働観光部 商業・県産品振興課 TEL：023-630-2542
農林水産部 6次産業推進課 TEL：023-630-3192

【全国の現状と政府の取組み】

- 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成 20 年に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が施行されている。
- 中小企業庁では、地域の基幹産業である農林水産業と商工業の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮し得るよう、平成 20 年度より、農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業を開始、(独) 中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となりファンドを組成し、地域の特徴と強みを活かした支援を実施している。
- ファンドの原資となる(独) 中小企業基盤整備機構からの貸付金の貸付期間は 10 年間となっている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、平成 26 年 3 月に本県の 6 次産業化推進の指針である『食産業王国やまがた』成長戦略～やまがた 6 次産業化戦略推進ビジョン』を策定。戦略では、農林漁業者による 6 次産業化の取組みや、農林漁業者と食品製造業者等が連携した取組み、さらに地域の多様な主体の連携・協同により、生み出した付加価値を地域において増幅・循環させる「地域ぐるみの 6 次産業化」を推進し、関係者が一丸となった体制により農林水産業を含む「食産業」全体の振興を図り、国内外を先導する「食産業王国やまがた」の実現を目指している。
- また、平成 27 年 10 月に策定した「やまがた創生総合戦略」においても、やまがた創生をけん引する『挑みの八策』の一つとして、「6 次産業化を推進し『食産業王国やまがた』を実現」することを掲げ、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向を示している。
- 新たに 6 次産業化に取り組む場合や事業を拡大する場合には、新たな投資が生じるため、経営基盤が弱い農林漁業者や地域に密着した小規模な食品製造業者等は、資金力に不安を抱え新たな事業展開に踏み切れない場合も多いことから、商品開発や規模拡大に対する資金面での支援が不可欠である。
- 本県では、農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）を活用し、平成 21 年 9 月に(独) 中小企業基盤整備機構から 20 億円の無利子融資を受け、県及び県内金融機関、J A 等からの貸付金とあわせ、合計 25 億 2 千万円の「やまがた農商工連携ファンド」を、(公財) やまがた農業支援センターを運営管理者として組成している。
- その運用益を財源として、生産から加工、流通・販売にいたる多様な主体の連携のもと、新商品の開発や販路開拓等に取り組む活動に対し、助成事業を実施している。(採択実績：H21～H28. 3、114 件)
- (独) 中小企業基盤整備機構からの無利子融資は、平成 31 年 9 月が返済期限であり、平成 31 年度の前半で当該助成事業が終了することになる。
- 経済のグローバル化の一層の進展や人口減少等による国内市場の動向が変化する中で、県内農林漁業者・中小企業者等の新たな取組みを支援し、地域産業の競争力強化による地方創生を実現していくためには、地方の実情に合わせて制度設計が可能で、事業実施者からの評価も高い当該事業の継続が必要である。

さくらんぼ等果樹の管理作業の労働力確保 に向けた労働関係法令の規制緩和

【厚生労働省 職業安定局需給調整事業課、労働基準局安全課】

【農林水産省 生産局技術普及課】

【提案事項】 規制緩和

さくらんぼ等果樹の管理・収穫作業に必要な労働力を確保するため、次のとおり規制を緩和すること

- (1) シルバー人材センターが労働者派遣により生産者に人材派遣を行う場合、契約手続き等の簡素化を図ること
- (2) 労働安全衛生規則で義務付けられている高所作業（2m以上）における作業床設置等の危険防止措置について、ヘルメット装着等の身体保護の安全措置を講じることにより、高さ制限の緩和を検討すること
- (3) さくらんぼの収穫は、作業が短期間に集中し多くの雇用労働力を必要とすることから、派遣業者を通じた雇用が短期でも可能となるよう労働者の派遣制度の要件を緩和すること

【提案の背景と課題】

- さくらんぼの生産では、開花から収穫までの作業が短期間に集中し、さらに、収穫・選果・箱詰めなどに非常に多くの労働力を必要とする。
- さくらんぼの管理・収穫等の作業をスムーズに進めるには、労働者へ直接指揮命令を行うことのできる労働者派遣が適しているが、手続き等が煩雑である。シルバー人材センターでは、やむを得ず請負で行っているが、請負契約では生産者から労働者に対し、作業内容の指揮命令を直接行うことができず、実態に即した法整備が必要である。
- 果樹では脚立等を使った2m以上の高所作業が多いが、労働安全衛生規則における危険防止措置を講じることが困難であり、作業が制限されることから、ヘルメット装着等の身体保護対策を講じた場合には高所作業ができるようにするなど、状況に応じた高さ制限の検討が必要である。
- さくらんぼは収穫期間が短い（15～40日）ことから、短期間でも派遣業者を使って労働力を確保できるよう規制の緩和が必要である。



さくらんぼの収穫作業

【全国の現状と政府の取組み】

≪労働安全衛生規則に定める事項≫

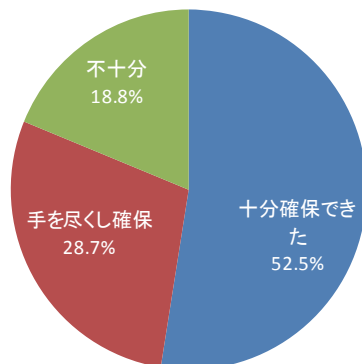
- 労働安全衛生規則第 518 条及び第 519 条において、高さが 2メートル以上の箇所で作業を行う場合においては、①足場を組み立てる等の作業床を設ける、②作業床の端等には囲い、手すり、覆い等を設ける、③防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等の危険防止の措置を講じる必要があることが規定されている。

≪労働者派遣事業に定める事項≫

- 労働者派遣法第 35 条の 4において、日々または 30 日以内の期間を定めて雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないと規定されている。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県果樹の産出額は、平成 26 年で 642 億円と全国第 2 位となっている。特にさくらんぼは、生産量が 14,500 t と全国の約 8 割を占めており、産出額も 332 億円と本県園芸農業の基幹品目となっている。
- さくらんぼの生産では、開花から収穫までの作業が短期間に集中し、さらに、収穫・選果・箱詰めなどに非常に多くの労働力を必要とするが、高齢化や景気回復等の影響で労働力の確保が年々難しくなっている。
- 平成 27 年産さくらんぼについて、労働力の確保状況について生産農家にアンケート調査を行ったところ、労働力確保が「不十分」と回答した農家が 20%弱あり、効果的な労働力確保対策が課題となっている。
- 平成 27 年 10 月、作業が短期間に集中する果樹管理作業において、必要な労働力確保を可能とするため、派遣業者を通じた雇用を短期間（15 日程度）でも可能とするよう雇用期間に関する要件の緩和について、構造改革特別区域に係る規制の特例措置の提案を行っている。
- 果樹の管理・収穫作業における労働力確保に向けて、具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
 - ・「さくらんぼ労働力確保推進協議会」を設置（H27）
（農業・労働関係機関などの課題認識・情報の共有）
 - ・政府のマッチング支援事業を活用して、労働力実態調査や研修会などトライアルを実施（研修受講者数：125 名）



労働力の確保状況（H27）



さくらんぼの出荷調整作業

農地集積・集約化の促進に向けた 農地中間管理事業の充実・強化

【農林水産省 経営局 農地政策課】

【提案事項】 予算創設 予算継続

農地の集積・集約化の促進に向け、

- (1) 農地の受け手への支援制度を創設すること
- (2) 農地中間管理機構事業の運営経費等の国費による予算確保を図ること 新規

【提案の背景と課題】

- 中山間地域等の条件不利地では、農地の受け手が少ないため担い手への集積・集約化が進みにくい状況にある。地域内外から受け手を確保して農地の集積・集約化の一層の促進を図るためには、平地も含めて受け手に対する支援措置を講じてインセンティブを付与することが必要である。
- 農地中間管理機構が安定的かつ効果的に事業を実施するためには、その運営や事業の推進に係る経費の安定した財源の確保が基本であり、国費による全額負担とそのための予算確保が不可欠である。また、機構集積協力金について、要件を満たす農業者や地域に対し、政府が定めた実施要綱等に即して交付できるよう十分な予算の確保と適切な配分が必要である。

農地中間管理機構の平成26年度実績 (ha)

	借入面積	転貸面積	順位	担い手集積率	(参考) 前年比
	全国	28,822		23,896	-
山形県	2,869	2,173	4位	53.6%	+3.6

農地中間管理機構における平成27年度地域区分別応募状況
(単位: 件、%)

区分	募集区域数 A	応募区域数 B	応募割合 B/A	備考
平地	65	53	81.5%	
中山間	64	42	65.6%	平地と比べ ▲15.9ポイント
	中間	45	77.8%	
	山間	19	7	
計	129	95	73.6%	

山形県の機構集積協力金の実績 (単位: 百万円)

		機構集積協力金合計			
		地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金	
平成26年度	交付額	814	285	432	98
平成27年度	所要額	2,110	879	830	401
	交付額	2,005	774	830	401
	交付率	95.0%	88.0%	100.0%	100.0%

※平成26年度は交付率100%

山形県担当部署：農林水産部 農村計画課 TEL：023-630-2506

【全国の現状と政府の取組み】

- (1) 農地中間管理事業の機構集積協力金は、まとめて機構に貸付けを行う地域や農地の出し手に対して交付されるが、農地の受け手を支援する助成制度は設けられていない。
- (2) 農地中間管理事業の事業推進経費は定額補助となっており、平成 27 年度まではすべて政府負担で事業実施してきたところ、平成 28 年度からは 7/10 を上限とする見直しがなされている。

機構集積協力金は、平成 28 年度から交付単価の設定等が県の裁量となり、要件を満たすすべての取組みに対して交付することが可能となるが、県への予算配分額が担い手への新規集積面積を基本として算出する方式に見直された。

【本県の現状、取組みと課題】

- (1) 本県では、平成 28 年度から中山間地域における受け手の確保等を目的としたモデル事業を創設して、受け手農家への支援を行うこととしているが、中山間地域に限らず県全域で受け手支援を行うには政府による支援制度が必要である。
- (2) 農地中間管理機構の活用促進に向けて、機構の現地駐在職員を平成 27 年度に 7 名に増員するなど体制強化を図ってきており、事業の推進経費に係る地方負担の増嵩は、今後の事業推進に大きな影響を与える。機構の機能を十分に発揮して担い手への農地の集積・集約化を推進するためには全ての経費について政府負担を維持することが必要である。

機構集積協力金の交付にあたっては、担い手への新規集積面積が交付対象面積に占める割合が小さい場合、交付対象者への交付単価を大きく引き下げざるを得なくなり、機構活用のインセンティブ効果が著しく低下してしまう。このため、国費による十分な予算確保が必要である。

漁業の担い手育成の強化

【農林水産省 水産庁 漁政部 企画課】

【提案事項】 予算拡充 予算創設

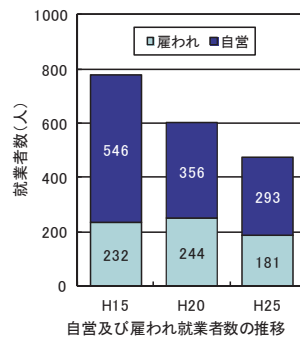
- (1) 青年就業準備給付金の給付要件を満たす研修の実施に要する経費への支援を行うこと
- (2) 青年就業準備給付金の年齢制限を廃止するとともに、独立経営開始後3年目までの漁業者について給付金の支援対象とすること
- (3) 独立型長期研修の受講対象者を漁業経験1年以上の者も含め拡大すること

【提案の背景と課題】

- 全国的に漁業就業者の高齢化と減少が続いており、政府においては新規漁業就業者総合支援事業により長・短期の研修など技術習得への支援を行っているほか、平成25年度からは「青年就業準備給付金」を創設し、就業支援を強化している。
- 当該給付金を受給するためには、政府が定める要件に基づき設置された研修実施機関(漁業学校や漁協など)が行う研修を受講する必要があるが、これらの機関が行う実習や座学などの研修費用は、国庫補助事業の助成対象になっていない。
- 政府の事業により支援を受けることができる対象者については、年齢や経験年数に制限があるほか、青年就農給付金のような就業直後の漁業者への給付金は支援対象となっていない。
- 漁業の担い手確保のためには、支援対象(準備研修費用、独立経営開始直後の漁業者への給付金)の拡大による支援充実と年齢や経験年数の制限廃止など事業運用の改善が必要。

山形県の現状

- 漁業就業者数は減少
H15 778人 H20 600人 H25 474人
- 高齢化が進行
65歳以上の割合 51%(H25)
- 個人経営のみならず雇われ就業者も減少した
- 近年は年間7~18名の新規就業者(過去5年平均13名)



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規漁業就業者数	15	12	9	18	7	17
うち独立漁業者	5	2	4	8	1	13
45歳以上	3	1	3	8	1	13



定置網漁業の研修状況